

# 栃木市斎場再整備基本計画

平成26年6月

栃 木 市



## 【目 次】

はじめに .....	1
<b>I. 基本計画の策定 .....</b>	<b>2</b>
1. 基本計画策定の目的	
2. 施設整備の期間（事業スケジュール）	
3. 上位計画における位置づけ	
4. 基本計画の役割	
5. 斎場再整備事業における位置づけ	
<b>II. 基本方針 .....</b>	<b>4</b>
1. 新斎場の施設整備基本方針	
<b>III. 火葬炉数の算定 .....</b>	<b>5</b>
1. 現斎場の火葬時間と運転スケジュール	
2. 計画炉数の検討	
<b>IV. 施設基本計画 .....</b>	<b>7</b>
1. 必要機能の整理と諸室の抽出	
2. 新斎場の施設構成	
3. 各諸室の考え方と規模	
4. ペット炉に関する検討	
5. 施設規模のとりまとめ	
<b>V. 式場計画 .....</b>	<b>19</b>
1. 葬儀の流れ	
2. 式場の現状	
3. 近年の傾向	
4. 新斎場の式場計画	
<b>VI. 火葬炉設備計画 .....</b>	<b>25</b>
1. 環境保全対策	
2. 自主公害防止目標値	
3. 公害防止に向けた対応策	
4. 火葬炉設備計画	
<b>VII. 配置外構計画 .....</b>	<b>31</b>
1. 敷地面積の試算	
2. 霊柩車に関する検討	

<b>VIII. 整備における留意事項</b> .....	<b>34</b>
1. ユニバーサルデザインの推進	
2. 周辺環境への配慮	
3. 省エネルギーの推進	
<b>IX. 候補地の選定</b> .....	<b>35</b>
1. 現斎場の位置及び候補地選定方針	
2. 候補地選定の流れ	
3. 1次スクリーニング	
4. 2次スクリーニング	
<b>X. 運営管理計画・整備手法</b> .....	<b>39</b>
1. 運営管理計画の検討	
2. 整備手法の検討	
<b>《巻末資料》</b> .....	<b>47</b>
1. ペット炉に関する検討経緯	
2. 施設整備基本方針と対応策について	
3. 斎場再整備検討委員会における協議経緯について	

## はじめに

---

栃木市斎場は、昭和 29 年に日ノ出町から平井町へ移転し、昭和 54 年に全面改築を行いました。その後、約 34 年が経過しており、施設の老朽化が懸念されています。

また、市町合併に伴う人口増加や超高齢社会の進行により、現在の火葬能力では今後増加が見込まれる火葬需要への対応が困難であるため、斎場の整備を速やかに行う必要があります。

こうした状況から本市は、平成 24 年 11 月に学識経験者や地域代表者等による「栃木市斎場再整備検討委員会」を組織し、平成 25 年 3 月に斎場再整備の基本的な考え方を定めた「栃木市斎場再整備基本構想」を策定しました。

本基本計画は、基本構想において決定した方針に基づき、斎場再整備事業を計画的に推進するため、より具体的な内容を定めるものです。

《「斎場」の表記について》

- 斎場とは、通夜・告別式を含め葬儀を行う施設全般を指し、火葬場と必ずしも一致しませんが、現斎場の名称が「栃木市斎場」であることから、本基本計画においては、火葬場を「斎場」と表記します。（ただし、法令の規定等を引用する部分は「火葬場」と表記しています。）

また、通夜・告別式等を行う場所は「式場」とし、火葬場と区別して表記します。

# I. 基本計画の策定

## 1. 基本計画策定の目的

斎場再整備事業を円滑に進めるため、平成 25 年 3 月に斎場再整備の基本的な考え方を定めた「栃木市斎場再整備基本構想」を策定しました。

本基本計画は、基本構想の各項目について精査し、火葬炉数や施設の平面構成、配置外構計画や火葬炉設備計画など、施設整備に必要な事項を具体的に定めるものです。

## 2. 施設整備の期間（事業スケジュール）

早急な対応が必要であることから、各種手続き等に必要な最短期間を考慮し、新斎場について平成 29 年度内の供用開始を目標とします。なお、PFI 手法により整備を行う場合には、従来手法とは異なる事務や業務委託が必要となることから、平成 30 年度内の供用開始を目標とします。（基本構想 22 ページ参照）

## 3. 上位計画における位置づけ

### (1) 新市まちづくり計画（合併市町村基本計画）における位置づけ

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会（平成 21 年 10 月）、栃木市・西方町合併協議会（平成 22 年 11 月）、栃木市・岩舟町合併協議会（平成 25 年 2 月）により各々策定された「新市まちづくり計画（合併市町村基本計画）」において、「都市基盤の充実」や「衛生環境の充実」を目標とする新市施策の一つとして、「斎場の再整備の検討」を位置づけています。

〈基本方針 1：豊かな自然環境に抱かれ住み続けられるまち〉

施策展開の方向性	施策分野	事業概要
快適で利便性の高い暮らしの実現	都市基盤の充実	○計画的な土地利用の推進 ・ ・ ○斎場・墓地公園等の再整備の検討

【新市まちづくり計画（平成 21 年 10 月、平成 22 年 11 月策定）】

〈基本方針 2：心地よく暮らせるまちづくり〉

施策展開の方向性	施策分野	主な取組み
生活環境の充実	衛生環境の充実	○斎場の再整備の検討 ○墓地公園の整備

【新市まちづくり計画（平成 25 年 2 月策定）】

## (2) 栃木市総合計画における位置づけ

平成 24 年 11 月に策定された栃木市総合計画の「基本方針Ⅱ：心地よく暮らせるまちづくり－基本施策 2：生活環境の充実－単位施策②：衛生環境の充実」において、「斎場の再整備の検討等を進める」としています。

## 4. 基本計画の役割

本基本計画は、主に以下の 3 つの役割を担います。

### ①基本設計・実施設計・建築工事・施設運営等の基本指針

・今後実施する各業務は、本基本計画を基に進めることになります。

### ②都市計画決定のための基礎資料

・都市計画決定を行う際、計画原案として求められる基礎資料となります。

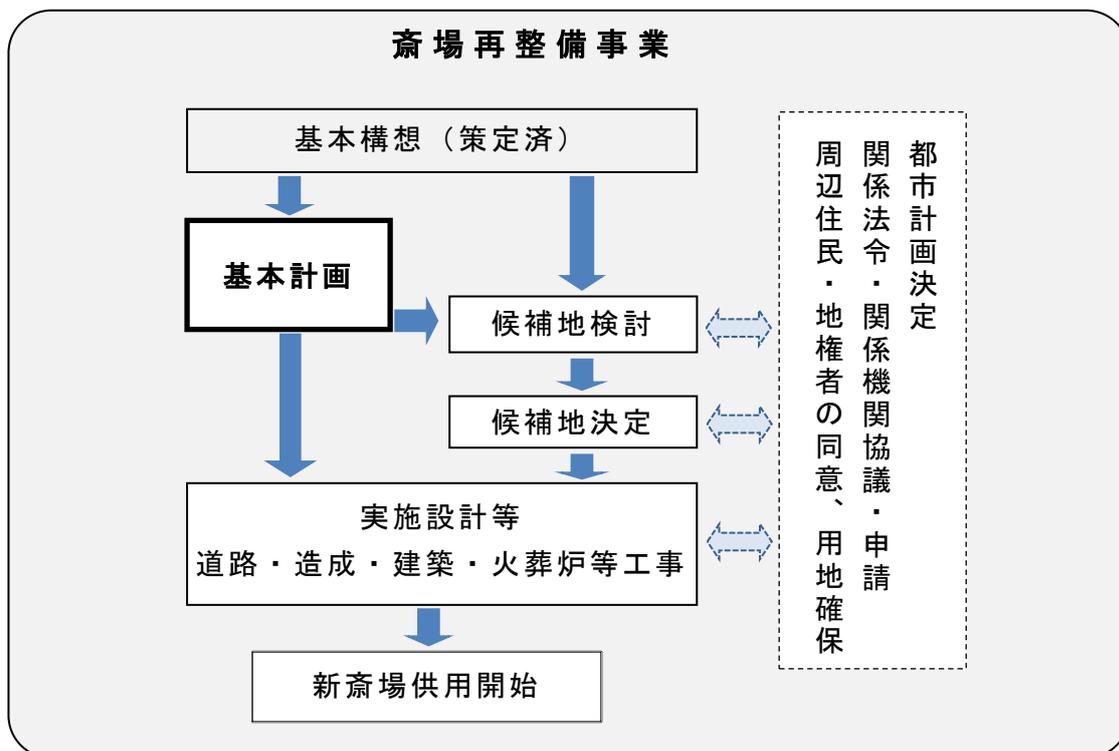
### ③各団体等との協議資料

・地元住民や議会、県や関係機関等との協議の際や市民の皆さまに対し、本市の考え方を説明する資料となります。

## 5. 斎場再整備事業における位置づけ

本基本計画は基本構想に基づき、具体的・詳細な項目を決定することにより、その後の基本設計・実施設計等における基本指針となります。

供用開始までの作業の流れについて、以下に示します。



## Ⅱ．基本方針

---

### 1．新斎場の施設整備基本方針

栃木市斎場再整備基本構想に掲げる次の6つの基本方針に基づき、本基本計画の検討を進めます。（基本構想8ページ参照）

#### ① 将来の多様なニーズに対応できる施設づくり

⇒将来の火葬需要に対応します。

- ・将来増加する利用件数や利用者である市民のニーズに的確に応えられる施設とします。

#### ② 遺族や会葬者へ配慮した人生の終焉の場に相応しい施設づくり

⇒自然光を活用し、落ち着きと安らぎの感じられる施設を建設します。

- ・明るい雰囲気でありながらも、落ち着きと安らぎの感じられる施設をイメージします。

#### ③ 安心して利用でき、人にやさしい施設づくり

⇒移動距離を考慮した候補地選定とユニバーサルデザイン※を採用します。

- ・どの地域の方も安心して利用できる場所に建設すると共に、利用する方に配慮した施設づくりを行います。また、災害時等にも対応できる施設を建設します。

#### ④ 環境にやさしい施設づくり

⇒利用環境負荷を軽減すると共に自然エネルギーを活用します。

- ・排気等の環境基準に適合するだけでなく、様々な自然エネルギーの活用を検討します。

#### ⑤ 周辺環境に配慮した施設づくり

⇒周辺環境にやさしい施設を計画します。

- ・外観等に配慮すると共に、周辺住民等に迷惑を与えない施設を考えます。

#### ⑥ 維持管理しやすく効率的な施設づくり

⇒費用対効果を見込んだ整備手法の決定と効率的な施設を計画します。

- ・長期的な見地から、建設、運営にかかるコスト削減に取り組みます。

※ユニバーサルデザインとは、障がい者・高齢者・健常者の区別なく、全ての人を使いやすい製品・建物・環境などをデザインすることを意味します。

### Ⅲ. 火葬炉数の算定

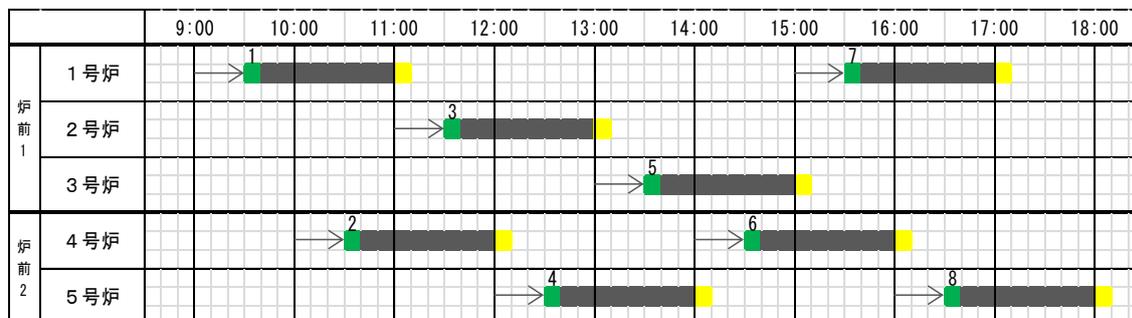
#### 1. 現斎場の火葬時間と運転スケジュール

##### (1) 火葬時間



上表は標準的な火葬時間を示すものであり、体重・体格等の違いや告別・収骨に要する時間により、長短する場合があります。

##### (2) 運転スケジュール



現斎場の受付時刻は、告別式会場（民間葬祭会館等）の出棺時刻としているため、告別式会場から現斎場への移動に30分を要すると仮定し、上表を作成しています。

#### 2. 計画炉数の検討

日最大火葬件数16件（基本構想12ページ参照）に対応可能な計画炉数を算定します。算定にあたり、次の条件により6～8炉の火葬スケジュールを想定した上で、計画炉数の検討を行いました。

《条件》

- (1) 火葬に要する時間は、現斎場と同様の1時間40分とする。
- (2) 日最大火葬件数を16件とする。
- (3) 受付時刻は、現在と同様の9時から16時の範囲内で設定する。
- (4) 現在の利用状況を踏まえ、可能な限り利用者ニーズの高い時間帯（11時～14時）の受付件数を増加させると共に、利用需要の少ない16時の受付を避けるよう配慮する。

その結果、メンテナンス等の事情により1炉休止した場合であっても、9時から15時の受付で16件/日の火葬が可能なスケジュールは、8炉の案になりました。

また、利用者ニーズの高い昼前後の時間帯に多くの受付件数を確保できるのも8炉であることから、計画炉数は8炉とします。

なお、大型棺の利用等のニーズに応えるため、火葬炉は全て大型炉とします。

**計画炉数：8炉（全て大型炉を採用する。）**

## IV. 施設基本計画

### 1. 必要機能の整理と諸室の抽出

新斎場の施設構成について、火葬部門・待合部門・式場部門・管理部門に分け、主な諸室や機能を次のとおり設定します。

区分		諸室名	機能
火葬部門	炉前エリア	エントランスホール 告別室 炉前ホール 収骨室	・最後のお別れを行うと共に、故人の死を受入れる斎場で最も重要な場所であり、会葬者の心情に十分配慮した施設とします。
	管理エリア	収骨準備室 火葬炉室 霊安室（遺体保管庫） 監視室 非常用発電機室 残灰保管庫 職員用諸室（更衣室、休憩室、シャワールーム、脱衣室） 機械室、電気室	・火葬を行う上で必要な諸室を設けると共に、業務の円滑な遂行を図るため、十分な作業スペースを確保します。  ・火葬従事者（職員）の健康管理や良好な衛生環境を整えるための設備を設けます。
待合部門	待合エリア	待合室 待合ロビー キッズルーム ベビールーム	・待合室は、待合人員に対して柔軟に対応できるものとします。  ・高齢者や障がい者、乳幼児等の利用にも十分配慮します。
	その他	売店、自動販売機 更衣室 多目的トイレ	
式場部門	葬儀施設	式場 ロビー等	・式場については、市の状況等を踏まえ、検討します。  (V. 式場計画(19ページ)記載)
	附属施設	控室（遺族、宗教者） お清め所 給湯室 倉庫 多目的トイレ	
管理部門	事務施設	事務室	・事務室は会葬者に明確に分かり、エントランスホール等が見渡せ、会葬者の出入り等を把握可能な場所に配置します。
	その他	業者控室（葬祭業者、運転手） 会議室 トイレ	

## 2. 新斎場の施設構成

### (1) 動線計画

斎場における平面構成は、柩や会葬者、職員等が円滑に移動でき、互いに交錯しないよう考慮する必要があります。新斎場における動線計画の方針は次のとおりです。

- 到着→告別→焼香→入炉→待合→出炉→収骨→退出といった一連の葬送儀式がスムーズに執り行えるようにします。
- 場内の動線は可能な限り1方向の流れとし、葬列の滞留や他葬家との交差を避けます。特に告別室から待合室へ向かう会葬者と待合室から収骨室へ向かう会葬者等、多数の方が利用する動線について、スムーズに移動できるよう配慮します。
- 飲食サービスや関連業者の出入口・駐車スペースは、一般会葬者とは別に設けます。
- 会葬者の動線を優先的に設定し、移動距離を可能な限り最短とすることにより、高齢者等に配慮した動線計画とします。

### (2) 新斎場の炉前エリアの検討

炉前エリアは、故人との最後の別れを行う場所であり、斎場において最も重要な部分の一つです。炉前での見送り行為は、厳粛な雰囲気の中で、様々な想いを巡らせながら故人を見送れるよう、会葬者のプライバシーに配慮し、儀式の個別化が図れるレイアウトとします。

具体的には、告別室の広さを確保した上で儀式の個別化や会葬者の移動距離を短くするレイアウトとして、炉前に告別室を3室設置する方式を前提として施設計画を進めることとします。

この方式では、同時火葬が3件まで対応可能であり、利用者ニーズの高い昼前後の受付を増やした運転スケジュールが期待できます。

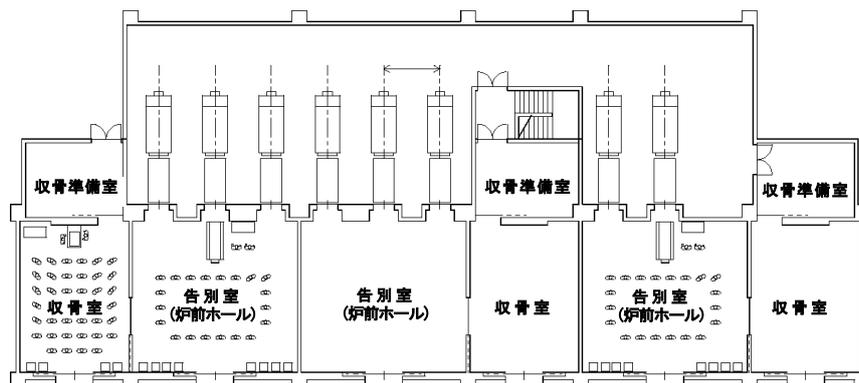
なお、今後決定する建設候補地（敷地）の形状や周辺環境等の条件によっては、より適した方式に見直す場合もあります。

**新斎場における炉前エリアの平面構成については、**

**炉前に告別室を3つ設置する方式を基本とする。**

**（ただし、敷地条件によっては見直す場合もあります。）**

《 炉前エリアレイアウト例 》



《 運転スケジュール例 (同時利用最大3室を想定) 》

		9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	
炉前 1	1号炉	1	[Bar]			9	[Bar]			予備		
	2号炉		3	[Bar]			11	[Bar]				
	3号炉			6	[Bar]			14	[Bar]			
2	4号炉	2	[Bar]			10	[Bar]			予備		
	5号炉		4	[Bar]			12	[Bar]				
	6号炉			7	[Bar]			15	[Bar]			
3	7号炉			5	[Bar]			13	[Bar]			
	8号炉				8	[Bar]			16	[Bar]		

### 3. 各諸室の考え方と規模

#### (1) 火葬部門

##### ① エントランスホール

エントランスホールは、会葬者が最初に立入る斎場内部の空間であるため、斎場のイメージを強く印象付けるスペースとなります。こうしたことから、自然光を十分に取り入れ、明るく清潔感があり、開放的で穏やかな空間とします。

また、柩の移動経路であると共に、複数の会葬者が同時に利用する空間でもあることから、斎場運営に支障を来さないよう十分なスペースを確保します。

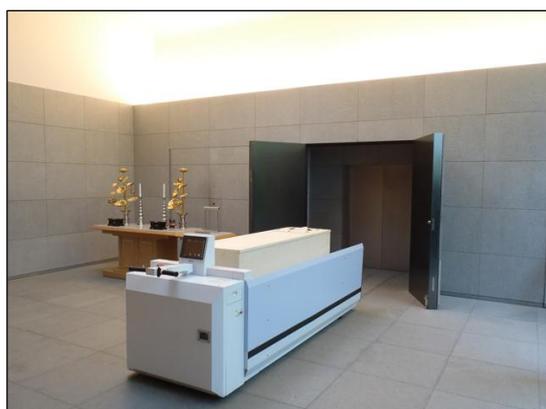
##### ② 告別室

告別室は、火葬前に柩を安置し、静かに最後の別れの儀式を行う部屋です。こうしたことから、会葬者の心情に配慮し、厳かで落ち着いた空間とします。

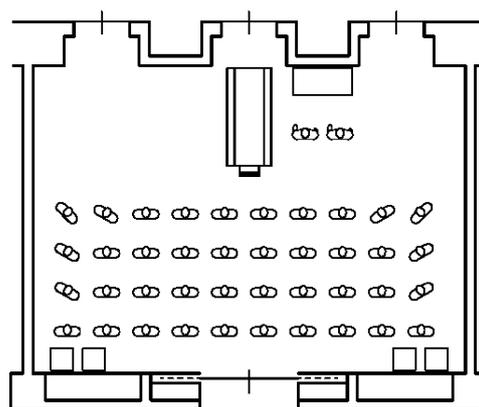
新斎場には、3つの告別室にそれぞれ複数の火葬炉を設置します。次項の事例写真と同様、使用しない火葬炉を可動式又は開閉式の壁面扉で覆うことにより、儀式の個別化を図ります。

また、現斎場における1会葬グループあたりの平均人数について、市内葬祭業者へ聞き取り調査を実施したところ、40名から50名との回答がありました。今後においては、さらに葬儀形態の小規模化が進むと想定した上で、1会葬グループあたりの平均人数を40名と設定します。

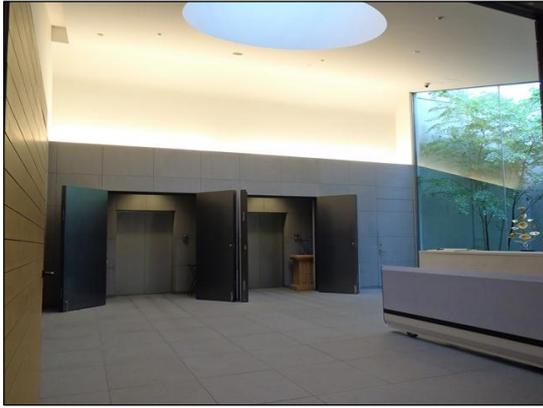
- 1会葬グループあたり平均人数：40名



【事例写真（告別室）】



【レイアウト例（告別室40名）】



【事例写真（壁面扉の開閉）】

### ③収骨室

収骨室は、会葬者が焼骨を骨壺に納める「骨あげ」を行う部屋です。

この収骨行為は日本独自の葬送行為であり、遺族等が故人の死を現実的に受け入れる所作と言われているため、告別室に比べ、明るく穏やかな空間とします。

新斎場には告別室と独立して収骨室を設け、収骨行為と告別行為は1対1の関係であることから、告別室数と同数の3室設置します。これにより、同時間帯において告別行為と収骨行為を行う各葬家に対応ができ、円滑な施設運営が可能となります。

また、収骨行為には幾つかの形式がありますが、現斎場での形式同様、原則トレ一収骨※を採用します。

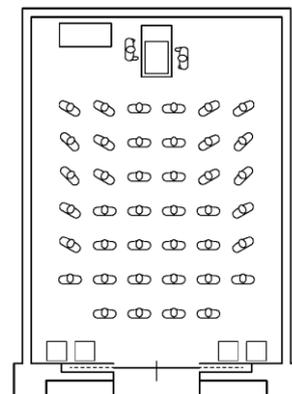
本市における葬送行為では、告別行為を行う全ての会葬者が待合室を利用した後、収骨行為まで行う事例が一般的であるため、施設利用者の平均人数を40名と設定します。

- 1会葬グループあたり平均人数：40名

※トレ一収骨とは、職員が火葬後の焼骨を台車からトレーに移し替えた後、遺族等が収骨行為を行う方式を言います。



【事例写真（トレ一収骨）】



【レイアウト例（収骨室40名）】

#### **④収骨準備室**

収骨準備室は、会葬者が収骨行為を行う前段として、職員が火葬炉から出炉した焼骨を整える部屋です。

会葬者の中には、火葬直後の焼骨（故人の姿）を直接目にするのことに對し、畏怖感や抵抗感を抱く方もおり、こうした状況に配慮するため、新斎場には収骨準備室を設置します。

また、収骨準備室は職員の作業空間であると共に、柩運搬車・台車運搬車等の保管機能も併せ持つため、十分なスペースを確保します。さらに、出炉直後の台車は冷却前室で冷却を行いますが、比較的高温な状態であるため、換気量に十分配慮します。



【事例写真（収骨準備室）】



【事例写真（火葬炉室）】

#### **⑤火葬炉室**

火葬炉室は火葬炉設備を設置すると共に、職員が火葬炉の運転管理を行う空間であり、良好な作業環境を確保する必要があります。保全管理や炉の積替え等への対応を図るため、十分な作業スペースを確保すると共に、換気を行える部屋とします。

さらに、吸音材の使用やスポット式冷房を設置し、騒音・振動・温度等に配慮すると共に、床面の仕上げ等に工夫を施すことにより清潔感を保つこととします。

#### **⑥霊安室（遺体保管庫）**

霊安室は、火葬を待つ遺体を一時的に保管する部屋です。室内に遺体保管庫を設置し、柩を直接搬入することにより、遺体を低温管理します。

近年、社会情勢の変化や核家族化の進行、地域コミュニティーの希薄化等により、遺体保管庫の利用事例が増えていることから、次表に示すとおり、県内斎場においても遺体保管庫を設置する例が増加しています。

こうした状況を踏まえ、新斎場においては遺体保管庫を設置すると共に、状況変化に伴う将来の増設を見据え、予備スペースを確保します。

●新斎場における遺体保管庫設置数：2庫（別途2庫の増設を可能とする。）

施設名	設置数	施設名	設置数
宇都宮市悠久の丘	8庫	小山聖苑	2庫
日光聖苑	2庫	佐野斎場	1庫

【県内斎場の概要】



【事例写真（霊安室）】



【事例写真（監視室）】

**⑦監視室**

監視室は、火葬炉の運転状況や各種計器の情報を一元管理する部屋です。このため、火葬炉室内を見渡すことが可能な位置に配置します。

**⑧非常用発電機室**

斎場は市民生活にとって必要不可欠な施設であり、その機能は絶えず維持しなければなりません。これは、災害発生時や停電等の非常事態の際においても同様です。

新斎場は、施設整備基本方針に定める「安心して利用でき、人にやさしい施設づくり」の理念に基づき、非常用発電機を設置するなど、緊急時においても的確な対応を図れる施設とします。

**⑨残灰保管庫**

残灰保管庫は、吸引装置により収集した残骨灰及び飛灰を保管する部屋です。

集じん装置により捕集する「飛灰」は、火葬後の台車に残る「残骨灰」に比べ、多くの有害物質を含んでおり、それぞれを分離して保管し、適切に処理する必要があることから、新斎場においても残灰保管庫を設置します。

**⑩職員用諸室**

職員用の諸室として、更衣室、休憩室、シャワールーム、脱衣室等を設置します。

## ⑪ その他諸室

その他の諸室として、空調機器等の機械室、電気設備を格納する電気室等の必要な部屋を設置します。

### (2) 待合部門

#### ① 待合室

待合室は、火葬が終了するまでの間、会葬者が待機する部屋です。非日常的な儀式の中において、穏やかな一時を過ごす空間であることから、庭園や植栽を臨む場所に配置する等の工夫により、落ち着きと安らぎを与える明るい施設とします。

本市における葬送行為では、告別行為を行う全ての会葬者が待合室を利用する事例が一般的であるため、施設利用者の平均人数を40名と設定します。

設置数については、最大同時火葬件数を算出根拠とした場合、最低6室を必要としますが、多くの先進地では定員超過や運用方法の変更が生じた状況を想定し、火葬炉数と同数の待合室を設置しています。

こうした状況を考慮し、新斎場においても火葬炉数と同数の8室を設置します。

また、高齢者や車椅子利用者等の様々なニーズに配慮し、椅子席を主としながらも畳コーナーを設け、和洋一体型の構成にすると共に、可動間仕切りの設置により、待合室利用者数に対して柔軟に対応します。

#### ● 待合室あたりの利用人数：40名程度

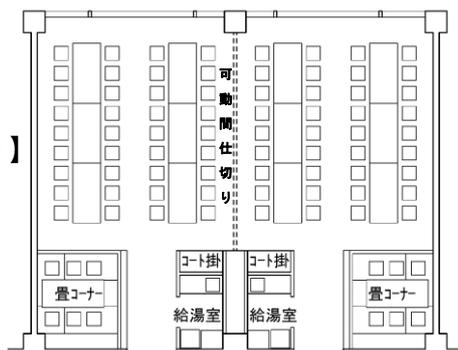


【事例写真（待合室：1室利用）】



【事例写真（可動間仕切り開放時）】

【レイアウト例  
（待合室40名）】



## ②待合ロビー

待合ロビーは火葬が終了するまでの間、複数の葬家の会葬者が待機する共有スペースです。

近年、家族葬等の小規模葬儀においては、火葬立会者が少数である等の理由から待合室を使用せず、待合ロビーを利用する例も見受けられます。

こうした状況を踏まえ、新斎場には明るく落ち着きを保つ待合ロビーを設置します。

●待合ロビー利用人数：40名程度（応接セット：8～10セット程度）



【事例写真（待合ロビー）】

## ③キッズルーム、ベビールーム

キッズルームは火葬が終了するまでの間、就学前の幼児等が時間を過ごす共有スペースであり、ベビールームは母親が乳児等への授乳やおむつ交換を行う部屋です。

近年建設の斎場では、利用者満足度向上の観点からキッズルームやベビールームを設ける事例が増えており、新斎場においても施設整備基本方針に定める「安心して利用でき、人にやさしい施設づくり」の理念に基づき、両施設を設置します。



【事例写真（キッズルーム）】



【事例写真（ベビールーム）】

## ④その他諸室

その他の諸室として、飲物や食品等を販売する売店、自動販売機スペース、来場

者用更衣室、トイレを設置します。トイレは男女別のほか、多目的トイレを設置し、幅広いニーズに対応します。

### （３）式場部門

「Ⅴ．式場計画」（19 ページ）に記載。

### （４）管理部門

#### ①事務室

事務室は、施設全体の管理と斎場利用に係る事務手続きを行う部屋です。

会葬者にとって事務所の位置が明確に分かると共に、車寄せやエントランスホールが見渡せ、会葬者の出入り等を把握できる場所に配置します。

事務室にはモニター等を設置し、葬送の進行状況を把握できるようにします。

また、一般来場者が体調を崩した場合に備え、事務室内にパーテーションを設置する等の工夫により、休憩場所（簡易ベッド等）を設けることとします。

#### ②業者控室（葬祭業者職員・運転手）

業者控室は火葬が終了するまでの間、葬祭業者職員や会葬者送迎バスの運転手が控える部屋です。

多くの火葬・葬祭業務には葬祭業者が関与しており、斎場内において滞りなく業務を遂行する上で必要であることから、新斎場においても葬祭業者職員等の業者控室を設置します。

また、同時間帯の火葬が最大 6 件程度となることから、規模としては各 2 名、計 12 名程度の人数に対応できる面積とします。

さらに葬祭業者は、副葬品の制限等を始め遺族を誘導・サポートする立場にあることから、斎場運営者と葬祭業者が相互に連携・協力し、多様化する利用者ニーズに対応可能な施設運営に努めます。



【事例写真（事務室）】

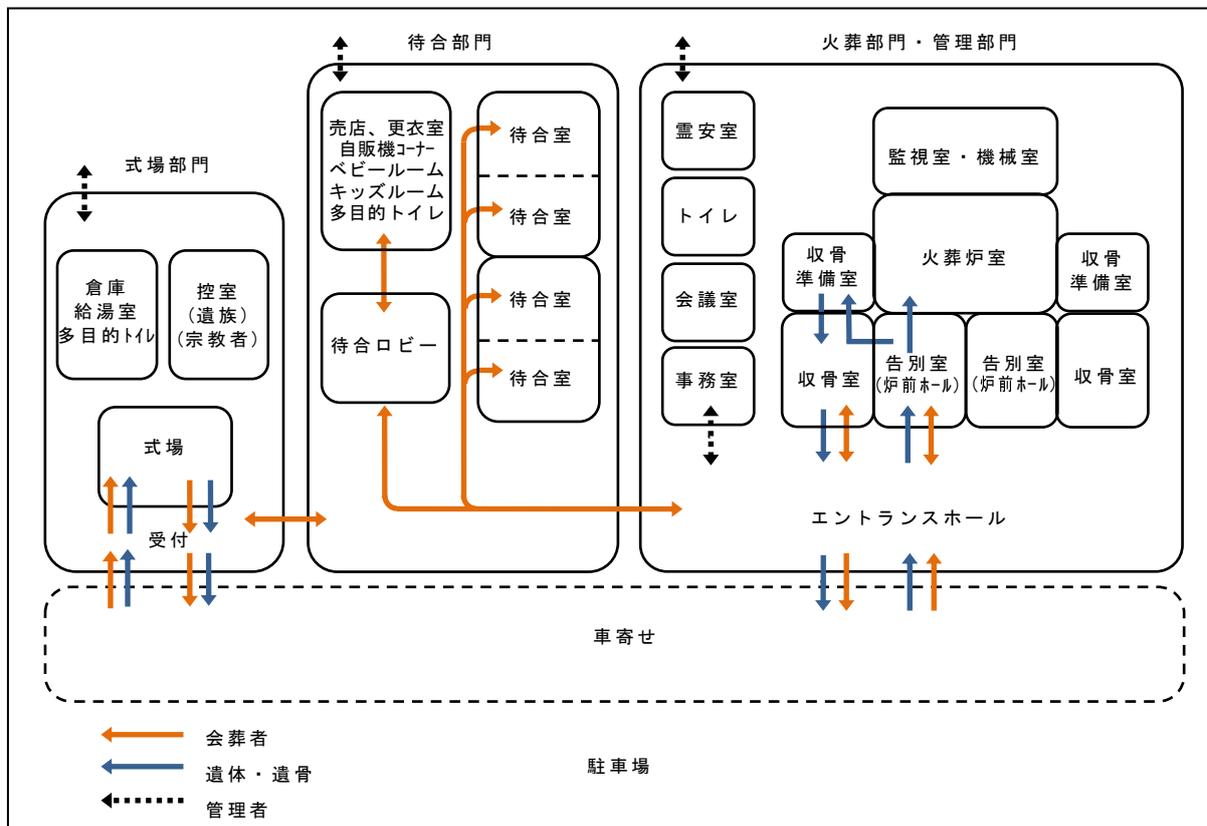


【事例写真（業者控室）】

### ③その他諸室

その他の諸室として、会議室、トイレ等を設置します。会議室は職員等による利用を想定し、10名程度を収容可能な部屋とします。

#### 《施設機能のまとめ》



## 4. ペット炉に関する検討

愛玩動物専用の火葬炉を「ペット炉」と言います。近年では家族同様にペットを愛好される方が増加し、ペット火葬需要も増える傾向にありますが、本市における様々な状況等を検討した結果、「**新斎場にはペット炉を設置しない**」こととします。

なお、将来において状況が変化し、需要の増加等によりペット炉設置の必要性が生じた場合には、改めて設置の有無について検討することとします。

【理由】（※検討の詳細は、巻末 47 ページに記載）

- ・ 将来火葬需要が急増する可能性が現在のところ少ない。
- ・ 設置には地域性が影響しており、既に県南部には比較的多くの民間業者が存在している。
- ・ 埋葬が困難な飼い主に対しては、行政が代替サービスを提供している。

## 5. 施設規模のとりまとめ

これまでの検討を踏まえ、概略必要面積を試算すると次のようになります。

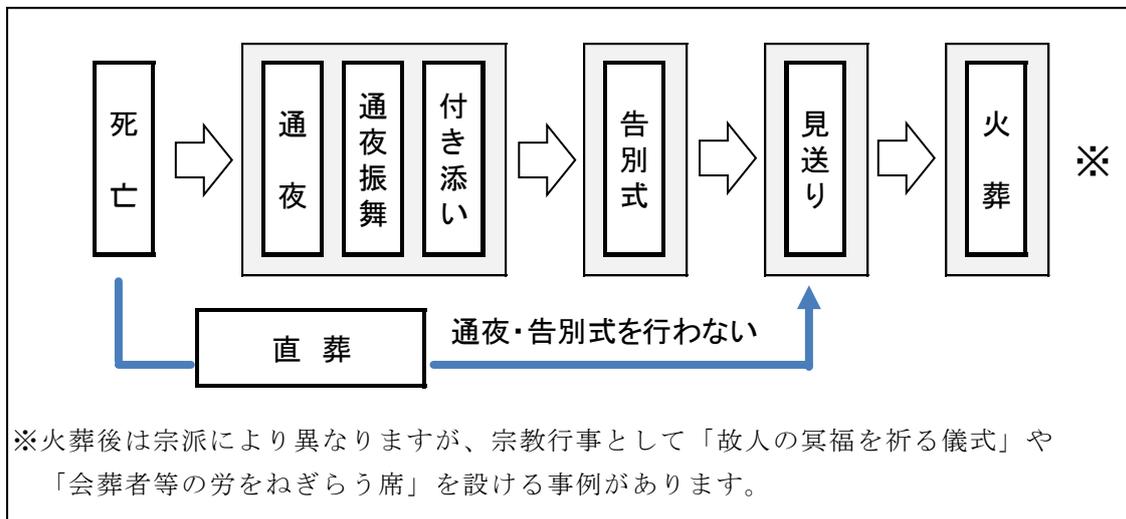
区分		諸室名	規模（参考）	延床面積
火葬部門	炉前 エリア	エントランスホール	適宜	1,700 m <sup>2</sup> 程度
		告別室	70 m <sup>2</sup> 程度×3室	
		収骨室	50～60 m <sup>2</sup> 程度×3室	
	管理 エリア	収骨準備室	適宜	
		火葬炉室	350 m <sup>2</sup> 程度	
		霊安室（遺体保管庫）	40 m <sup>2</sup> 程度	
		監視室	適宜	
		非常用発電機室	適宜	
		残灰保管庫	適宜	
		職員用更衣室、休憩室、 シャワールーム、脱衣室	適宜	
		1階機械室、電気室	適宜	
2階機械室	—	500 m <sup>2</sup> 程度		
待合部門	待合 エリア	待合室	70 m <sup>2</sup> 程度×8室	1,300 m <sup>2</sup> 程度
		待合ロビー	150 m <sup>2</sup> 程度	
		キッズルーム		
		ベビールーム	適宜	
	その他	売店、自動販売機	適宜	
		更衣室、多目的トイレ	適宜	
式場部門	葬儀施設	式場	次項「V. 式場計画」参照	300 m <sup>2</sup> 程度
		ロビー等		
	附属施設	控室（遺族）		
		控室（宗教者）		
		給湯室、倉庫		
		多目的トイレ		
管理部門	事務施設	事務室	適宜	300 m <sup>2</sup> 程度
	その他	業者控室（葬祭業者・運転手）	適宜	
		会議室	適宜	
		トイレ	適宜	
小 計			1階	3,600 m <sup>2</sup> 程度
			2階（機械室）	500 m <sup>2</sup> 程度
合 計				4,100 m <sup>2</sup> ※ 程度

※ 延床面積は概略であり、敷地形状等、実際の建築条件により、変動します。

## V. 式場計画

### 1. 葬儀の流れ

葬儀の流れの一例を以下の図に示します。



#### 《用語説明》

**通夜** … 本来は故人と親交の深い方々が告別式の前夜、一晩中故人に付き添い、故人との別れを惜しむ儀式でしたが、最近の通夜は一般弔問客を迎え、約1時間程度で終了する「半通夜」が大半を占めています。

**通夜振舞** … 通夜の後、遺族が弔問客に対し別室にて飲食を振舞い、故人を供養すると共に感謝の意を表す行為です。

**通夜の付き添い** … 本来は夜通し行う儀式でしたが、現在は「半通夜」が主流になっているため、通夜終了後から翌日の告別式までの間、近親者数名が故人に付き添うことが慣習となっています。

**告別式** … 故人に対して親族等が最後の別れを告げる儀式であり、通夜の翌日に執り行われます。

#### 《近年の葬儀形態》

近年の新たな葬儀形態として、「家族葬」や「直葬」等が増加しています。

「家族葬」は近親者のみで執り行う葬儀であり、その内容は一般的な葬儀と大きく変わりませんが、少人数による小規模な通夜・告別式を行います。

「直葬」は通夜・告別式を省き、火葬のみを執り行う葬儀を指します。死亡場所から斎場へ直接搬送する場合のほか、一度自宅を経由する場合があります。

## 2. 式場の現状

### (1) 民間式場（葬祭会館）の現状

現斎場には式場が併設されていないため、通夜・告別式等の葬儀は民間式場において執り行われています。栃木県内及び市内における民間式場（葬祭会館）の設置状況について、以下の表に示します。

地域	会館数	1会館あたり 年間死亡者数	年間死亡数	備考	
全国	6,843	177.1人	1,212,094人		
関東地方	栃木県	217	92.1人	19,979人	※全国1位
	茨城県	188	156.2人	29,364人	
	群馬県	165	125.7人	20,736人	
	埼玉県	293	192.6人	56,419人	
	千葉県	295	172.4人	50,862人	
	東京都	282	373.8人	105,403人	
	神奈川県	308	224.5人	69,145人	
栃木市	平成23年度	19	108.9人	2,069人	旧岩舟町を加えた数で算出。
	平成47年度	19	138.4人	2,630人	平成23年度から会館数の増減が無いと仮定して算出。

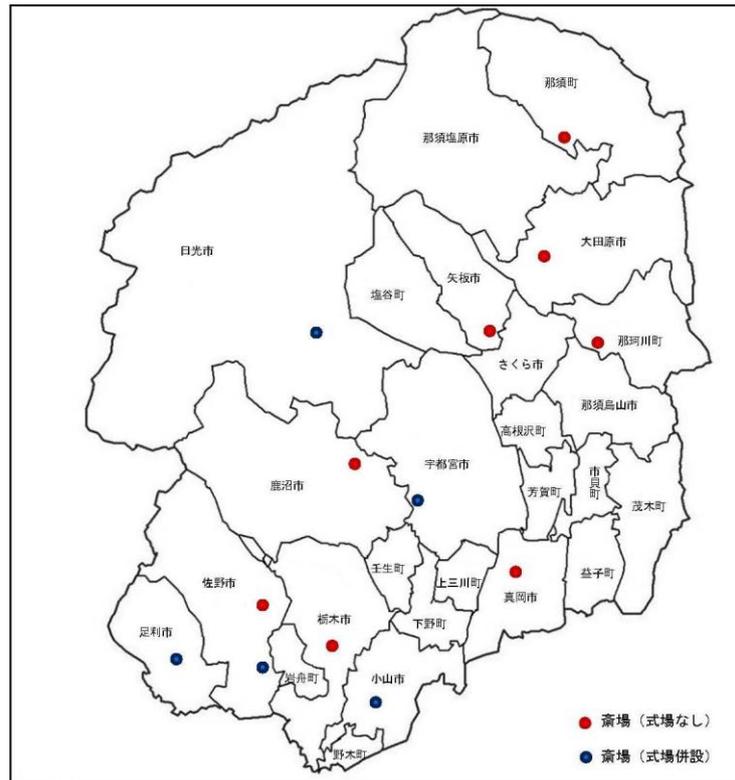
※全国及び各県の数値は、フューネラルビジネス 2012年4月号より引用(年間死亡者数は、総務省自治行政局「住民基本台帳に基づく全国人口、人口動態及び世帯数調査」より引用)

#### 《解説》

- ・ 栃木県は1会館あたりの年間死亡者数が全国で最も少ない数値となっています。これは、死亡者数に対し葬祭会館数が全国一多いということであり、本市（旧岩舟町を含む）の状況も同様です。また、今後死亡者数が増加した場合（平成47年度予測値）でも現在の全国平均よりも葬祭会館数が多いという状況です。
- ・ こうした状況から本市における民間葬祭会館数は、年間死亡者数に対して充足されている状況にあると考えられます。

### (2) 県内公営式場の現状

栃木県内には現栃木市斎場を含め13の斎場があり、そのうち5斎場には式場が併設されています。県内における斎場の位置及び概要について、次表に示します。



【県内斎場の位置】

施設名	管轄市町	建築年次 (築年数)	人体炉数※
栃木市斎場	栃木市	昭和 54 年 (34 年)	5 炉
宇都宮市悠久の丘	宇都宮市、壬生町	平成 20 年 (5 年)	16 炉
鹿沼市斎場	鹿沼市	昭和 57 年 (31 年)	5 炉
日光聖苑	日光市	平成 11 年 (14 年)	7 炉
芳賀地区広域行政 事務組合斎場	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、 芳賀町、上三川町	昭和 53 年 (35 年)	4 炉
小山聖苑	小山市、下野市、野木町	昭和 63 年 (25 年)	9 炉
しおや聖苑	矢板市、さくら市、塩谷町、 高根沢町	平成 7 年 (18 年)	7 炉
大田原市斎場	大田原市、那須塩原市(旧塩原町・旧西 那須野町)	昭和 63 年 (25 年)	4 炉
那須聖苑	那須塩原市(旧黒磯市)、那須町	平成 6 年 (19 年)	4 炉
南那須地区斎場	那須烏山市、那珂川町	平成 16 年 (9 年)	3 炉
佐野斎場	佐野市、栃木市(旧藤岡町、旧岩舟町)	平成元年 (24 年)	6 炉
葛生火葬場	佐野市、栃木市(旧藤岡町、旧岩舟町)	昭和 57 年 (31 年)	3 炉
足利市斎場	足利市	昭和 51 年 (37 年)	5 炉

※人体炉数には、胞衣炉及び予備炉スペースが含まれています。

### (3) 県内公営式場の利用料金等

県内公営式場の利用料金等について、以下の表に示します。

足利市・小山市・宇都宮市は、通夜・告別式及び通夜滞在の利用が可能です。日光市は通夜滞在、佐野市は通夜・通夜滞在の利用を認めていません。

また、いずれの式場も常設祭壇を備えています。

なお、運営方法はいずれも民間葬祭業者等への貸館方式を採用しています。

施設名	式場数	収容人数	利用料金（管内料金）			通夜滞在	常設祭壇
			通夜	告別式	通夜控室		
佐野斎場	1	100	—	20,000	—	—	仏式、神式、日蓮正宗、キリスト教
足利市斎場	2	80	25,000	25,000	13,000	○	仏式
		40	13,000	13,000	11,000		
小山聖苑	2	120	20,000	20,000	15,000	○	仏式、神式、日蓮正宗、キリスト教
		80	15,000	15,000	15,000		
悠久の丘 (宇都宮市)	2	150	41,900	32,600	12,400	○	各宗派に対応
		100	35,350	27,500	12,400		
		50	28,600	22,250	12,400		
日光聖苑	1	96	20,000	20,000	—	—	仏式、神式、キリスト教

## 3. 近年の傾向

### (1) 社会環境の変化

近年、簡略的な葬儀を行う事例が増加しています。特に都市部では小規模な通夜・告別式を行う「家族葬」のほか、通夜・告別式を省き、直接火葬を行う「直葬」が増加しており、関東地方でも葬送行為の約20%が直葬との民間調査結果が発表されています。

これは、核家族化や少子化の進行に伴い葬儀参列者数が減少していること、また、近所付き合い等を始めとした地縁関係の希薄化が関係しているものと思われます。

こうした状況を鑑みると、本市においても近い将来、家族葬や直葬を行う事例が増加すると推測されます。

### (2) 新たなニーズへの対応

家族葬や直葬が増加した場合、新たに生じる利用者ニーズへの対応が必要となります。

特に葬儀を省略し、火葬直前において十分な最後のお別れ(柩の窓から拝顔する)時間を希望する葬家に対しては、こうした行為に伴う時間やプライベート空間を準備する必要があります。

また、簡素な葬儀を希望する葬家の中には、全ての葬送行為を斎場内で行いたいというニーズが生じると想定されます。

## 4. 新斎場の式場計画

### (1) 式場設置のメリット・デメリット

公営式場設置に伴い想定される一般的なメリット・デメリットを下記に示します。

#### 《メリット》

- ・通夜、告別式、火葬を同じ場所で行えるため、移動等の負担が軽減される。
- ・葬儀費用が低減される可能性がある。これにより、低所得者等でも葬儀を行いやすい環境整備が図れる。
- ・将来見込まれる多様な利用者ニーズに対応できる。

#### 《デメリット》

- ・建設費、維持管理費等による多額の支出負担が生じる。
- ・日最大火葬件数 16 件に対して、1 式場当たりの利用可能件数は 1～2 件程度/日であるため、一部の利用者への行政サービスの提供となってしまう。
- ・告別式参列に伴う昼間の交通量のほか、特に通夜参列に伴う夜間の交通量が増加する。
- ・現在は自宅近くの民間葬祭会館を利用する例が一般的であるため、利用者に地域的な偏りが生じる可能性がある。

### (2) 新斎場への式場設置の可否について

社会環境の変化や新たなニーズへの対応、式場設置に伴うメリット・デメリットを踏まえた上で、その設置の可否について検討を行いました。

その結果、簡略的な葬儀を希望する方や低所得者等の利用に配慮し、小規模式場を設置することとします。式場の小規模化は、一般的な式場を設置する場合に比べ建設費・維持管理費の増大や夜間交通量の増加など、式場設置に伴うデメリットを緩和できるという利点もあります。

さらに、葬儀を省略しながらも十分な最後のお別れ時間を希望する葬家に対して、プライベート空間を提供することができます。

### (3) 施設計画

新斎場には 20 名程度の小規模式場を 1 会場設置し、一般的な通夜・告別式の利用と今後増加が見込まれる多様なニーズへ対応します。

なお、お清め所（通夜振舞等の会場）については、建設費や維持管理費の低減を図るため、火葬棟における待合室を兼用します。

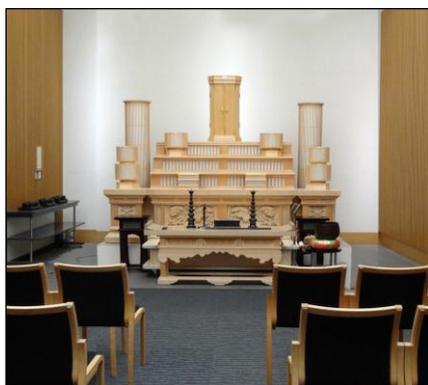
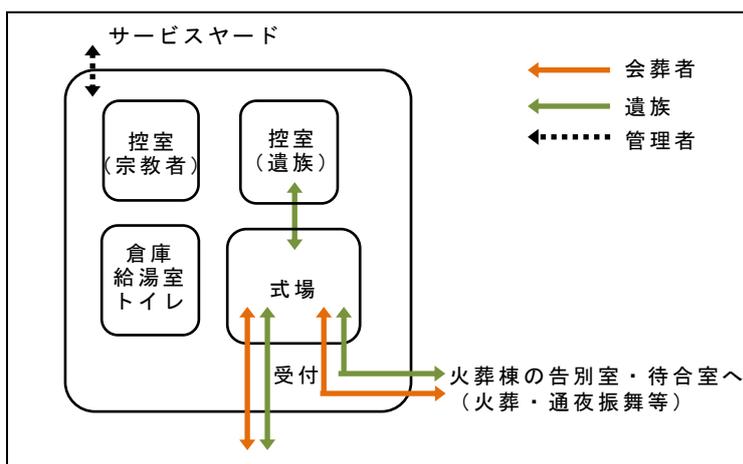
#### (4) 利用方法の検討

式場の利用方法については、多くの公営式場が貸館方式を採用していることから、新斎場においても同様とします。利用方法の詳細については今後、公平かつ公正な運営を念頭に検討を行い、利用者が安心して使えるよう配慮することとします。

《式場の利用内容》

- ①祭壇スペースを設け、通夜・告別式共に利用可能とします。(常設祭壇の設置等については、今後検討します。)
- ②遺族控室では、通夜後の遺族の付き添いを可能とします。また、給湯室や洗面・脱衣室、シャワー設備等を設置します。
- ③通夜振舞等に利用するお清め所は、火葬棟の待合室を兼用します。
- ④上記①～③のほか、火葬当日に柩を搬入し、遺族等が故人との最後の別れを行うスペースとしての利用も可能とします。

#### 【式場機能図】



【事例写真 (小規模式場)】

## VI. 火葬炉設備計画

---

### 1. 環境保全対策

#### (1) 環境保全対策の考え方について

斎場から発生する大気汚染物質の排出基準や騒音・振動等の規制基準は定められていないものの、斎場建設に関する先進地の事例では関係法令等を準用し、自主的に公害防止目標値を設定しています。

新斎場の建設においても、施設整備基本方針に定める「環境にやさしい施設づくり」や「周辺環境に配慮した施設づくり」の理念に基づき、関係法令等を参考に自主公害防止目標値を設け、最新設備を導入する等の十分な対策を講じることにより、目標値の達成に努めることとします。

#### (2) 自主公害防止目標値設定に伴う参考図書

新斎場における自主公害防止目標値については、下記に示す参考図書等を活用し設定します。

##### ①火葬炉設備の選定に係るガイドラインの作成に関する研究

・平成2年度：厚生行政科学研究

##### ②火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針

・平成12年3月：火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会

##### ③火葬場の建設・維持管理マニュアル - 改訂版 -

・平成24年12月：NPO法人 日本環境斎苑協会

##### ④環境基本法（大気汚染防止法、悪臭防止法、騒音規制法、振動規制法）

##### ⑤栃木県生活環境の保全等に関する条例

##### ⑥栃木市環境基本条例

※栃木市環境基本条例は、本市の良好な環境保全及び創造について基本理念を定め、市・市民・事業者等の責務を明らかにすると共に、環境の保全及び創造に関する施策の基本事項を定めることにより、これらの施策の総合的・計画的な推進を目的とした条例です。

## 2. 自主公害防止目標値

### (1) 排ガス基準

項目	目標値 (排気筒出口)	マニュアル ※1	ガイドライン ※2	削減対策指針 ※3
ばいじん (g/m <sup>3</sup> N)	0.01 以下	0.01 以下	0.03 以下	
硫黄酸化物 (ppm)	30 以下	30 以下	30 以下	
窒素酸化物 (ppm)	250 以下	250 以下	300 以下	
塩化水素 (ppm)	50 以下	50 以下	50 以下	
一酸化炭素 (ppm)	30 以下	30 以下		
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	1.0 以下	1.0 以下		1.0 以下

※1：火葬場の建設・維持管理マニュアル。

※2：火葬炉設備の選定に係るガイドラインの作成に関する研究。窒素酸化物は酸素濃度12%換算値。

※3：火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針。

### (2) 騒音基準

測定箇所		目標値 (dB)	マニュアル ※1	ガイドライン ※2	県基準 ※3
作業室	1 炉稼働時	70 以下	70 以下	70 以下	
	全炉稼働時	80 以下	80 以下	80 以下	
炉前ホール (告別室)	全炉稼働時	60 以下	60 以下	60 以下	
敷地境界(全炉稼働時)		50 以下	50 以下	50 以下	60 以下(昼間)
					55 以下(朝夕)

※1：火葬場の建設・維持管理マニュアル。

※2：火葬炉設備の選定に係るガイドラインの作成に関する研究。

※3：栃木県生活環境の保全等に関する条例。用途地域の定めのない地域における学校や病院等が敷地近隣に存在する場合の最も厳しい基準を採用。

### (3) 振動基準

測定箇所	目標値 (dB)	県基準 ※1
敷地境界(全炉稼働時)	60 以下	60 以下(昼間)

※1：栃木県生活環境の保全等に関する条例。用途地域の定めのない地域における学校や病院等が敷地近隣に存在する場合の最も厳しい基準を採用。

### (4) 悪臭基準

これまでの悪臭に関する県規制は、悪臭防止法に基づき特定悪臭物質（アンモニアなど22物質）の濃度を規制する方法を採用してきました。

しかし、近年では様々な物質の臭いが混ざり合った複合臭や未規制物質による臭いが問題化しており、県は平成24年3月31日から人の嗅覚を用いて悪臭を規制す

る「臭気指数規制」へ変更しました。

これに伴い本市も地域毎に臭気指数規制値を設定していることから、新斎場の自主公害防止目標値についても臭気指数規制を採用し、下表のとおり目標値を定めま

項目	測定箇所	目標値	市基準
臭気指数	敷地境界	15 以下	15 又は 18 以下(※1)
	排気筒出口	算式による	算式による (※2)

※1：臭気指数規制は市街化区域の用途地域毎に定めており、本市の場合は 15 又は 18 以下。

※2：排気筒出口における指数は、排気筒口径や周辺最大建物の高さにより変わるため、建設地決定後において値を算出し目標値とする。

### (5) その他

上記に示す目標値以外についても、法令等により規制の定められた環境物質等については、周辺環境への影響を可能な限り抑えるため、基準順守に最大限努めることとします。

## 3. 公害防止に向けた対応策

自主公害防止目標値を達成するため、一般的な対応策を下記に示します。

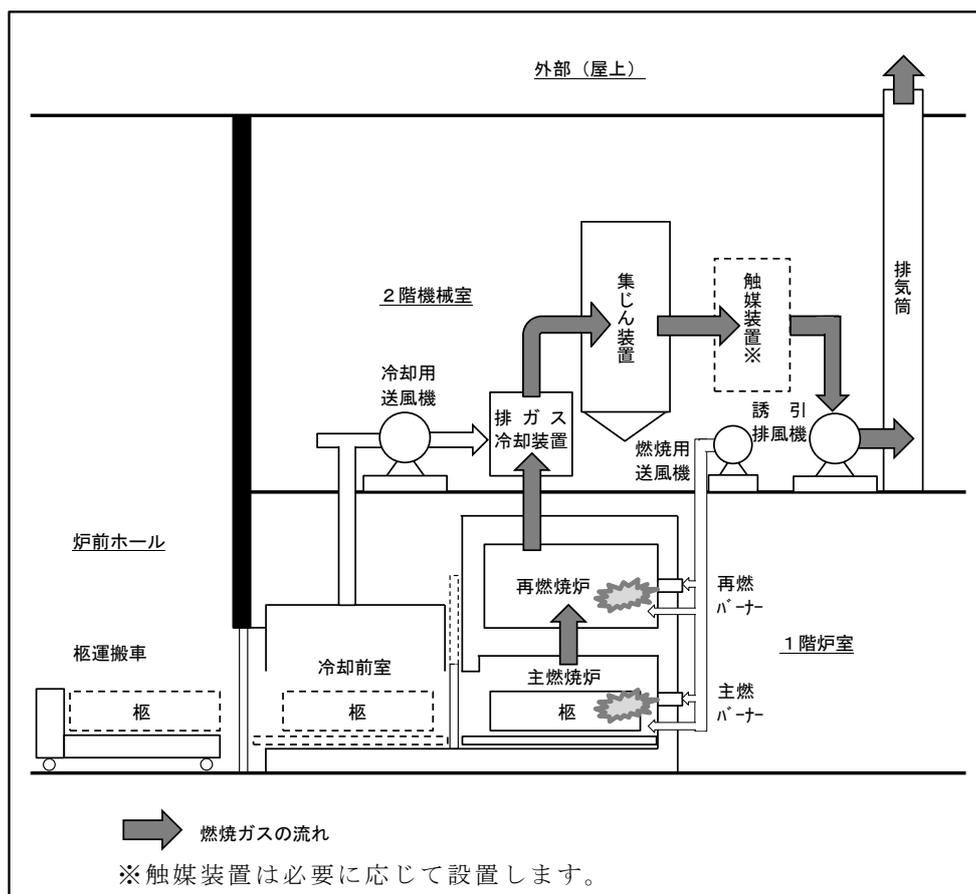
No.	対象	対応策
1	硫黄酸化物・塩化水素	・副葬品の制限に関する周知を行い、排出を抑制します。
2	窒素酸化物	・最新性能の火葬炉を設置し、炉内温度を適正に保つことにより、発生を抑制します。
3	ばいじん・臭気	・再燃焼炉での完全燃焼に努めると共に、高性能集じん機の設置により、排出を抑制します。
4	騒音・振動対策	・低騒音器機や内壁に吸音材等を採用することにより、外部への騒音及び振動被害を防止します。
5	一酸化炭素 ダイオキシン類	・燃焼空気量不足による一酸化炭素の発生を未然防止するため、主燃焼室の容積を確保すると共に、各燃焼室への二次空気を導入します。 ・再燃焼炉での完全燃焼に努めると共に、高性能集じん機の設置により、外部排出を抑制します。

## 4. 火葬炉設備計画

火葬炉は遺体の火葬を行う設備であり、斎場において最も重要な設備の一つです。

火葬炉の構造は、火葬炉メーカーにより若干の差異があるものの、燃焼や排気の仕組みに大きな違いは無いため、一般的な火葬炉設備の構造図を下記に示し、主要部分の概略について説明します。

なお、新斎場においては、先に述べた自主公害防止目標値の達成を最優先に考え、火葬炉設備の計画を策定します。



【火葬炉設備の構造図】

### ①冷却前室

冷却前室は、火葬炉と化粧扉の間に設ける空間であり、火葬炉内を目にすることによる火葬に対する会葬者の抵抗感を軽減すると共に、火葬後の台車と焼骨の冷却を行う設備です。

こうした利点を考慮し、新斎場においては冷却前室を備えた火葬炉を導入します。

### ②主燃焼炉

主燃焼炉は、主燃バーナーにより遺体の火葬を行う装置です。燃料と空気を供給し、余熱加温・着火・燃焼・給排気・消火等の一連の作業により、遺体を骨灰化します。

また、火葬炉の形式には、柩を台車に乗せた状態で火葬する「台車方式」と、柩を火格子に移し替えて火葬する「ロストル式」に二分されますが、近年の先進地事例等を考慮し、新斎場においては現斎場と同様の「台車方式」を採用します。

### **③再燃焼炉**

再燃焼炉は、公害防止の観点から主燃焼炉において発生した燃焼ガスを再度燃焼する装置です。排ガス中のばいじん、悪臭、ダイオキシン類を加熱分解し、低減することを目的としています。

ダイオキシン類の発生を抑制するには、燃焼温度を 800 度以上、ガスの滞留時間を 1 秒以上保つことが必要であることから、新斎場においては、この条件を満たす火葬炉を導入します。

### **④排ガス冷却装置**

排ガス冷却装置は、再燃焼炉から排出される高温のガスを 250 度以下まで急速に冷却する装置です。この冷却機能により、ダイオキシン類の再合成を抑えると共に、その後に控える集じん装置へ適正温度の排ガスを送り出し、機器の故障を防止します。

冷却方法は、大量の外気と混合させる「空気混合方式」と「熱交換器方式」に二分されます。空気混合方式は、外気を取り入れるため排ガス量が増加し、その後の集じん装置を大型化する必要がありますが、熱交換器方式に比べ有害物質の排出率が低く、修繕費用も抑制できます。

新斎場においては、施設整備基本方針に定める「維持管理しやすく効率的な施設づくり」の理念に基づき、空気混合方式を採用します。

### **⑤集じん装置**

集じん装置は、残存するばいじんを除去し、排気筒からダイオキシン類等の排出量を低減する装置です。排ガス中のダイオキシン類の多くは、ばいじんに付着しているため、ばいじんを的確に捕集することにより、ダイオキシン類等の排出抑制に繋がります。

新斎場においては、施設整備基本方針に定める「環境にやさしい施設づくり」の理念に基づき、バグフィルタ等の効率的な集じん装置を設置します。

### **⑥強制排気装置**

強制排気装置は、火葬炉内を負圧状態に保つため、強制的に炉内空気を誘引する装置です。

新斎場においては、適切な燃焼制御に必要な風量と圧力を有する強制排気装置(誘引排風機)を設置します。

## **⑦排気筒（煙突）**

排気筒は、燃焼ガスを外気へ排出する煙突です。再燃焼炉や強制排気装置の設置により、環境負荷を低減できることから、近年では短煙突とする例が増加しています。

新斎場においては、施設整備基本方針に定める「周辺環境に配慮した施設づくり」の理念に基づき短煙突を採用し、外部から煙突が見えにくい施設とします。

## Ⅶ. 配置外構計画

---

### 1. 敷地面積の試算

新斎場の敷地面積は、建物用地面積、駐車場面積、構内通路面積、修景・庭園面積、緑地面積を合算し算出します。

#### (1) 敷地面積の内訳

##### ①建物用地面積

火葬部門、待合部門、式場部門、管理部門を合算した建築面積（車寄せ屋根を除く）は 3,600 m<sup>2</sup>程度です（18 ページ参照）。建物用地面積は、車寄せやサービスヤード、メンテナンススペース等の面積を考慮し、建築面積に 2 割加算することとします。

$$\llcorner \text{建物用地面積} \gg = 3,600 \text{ m}^2 \times 1.2 \div 4,400 \text{ m}^2$$

なお、待合部門を火葬部門の 2 階に設置することにより、建築面積を抑えることもできますが、敷地面積の試算の段階においては、1 階に配置することとします。

##### ②駐車場面積

火葬部門、式場部門、その他の駐車場利用台数を想定し算定します。

#### A. 火葬部門の利用台数の算定

- ・ 1 葬家あたりの想定人数は 40 人。
- ・ マイクロバス 1 台利用 (20 人)、20 人が自家用車で来場する。
- ・  $20 \text{ 人} \div 2.0 \text{ 人 (1 台あたりの乗車人数)} = 10 \text{ 台}$ 。
- ・ 最大 6 葬家が同時利用 (9 ページ参照)。

$$\underline{10 \text{ 台} \times 6 \text{ 葬家} = \text{乗用車 } 60 \text{ 台、マイクロバス } 6 \text{ 台}}$$

#### B. 式場の利用台数の算定

- ・  $20 \text{ 人} \div 1.5 \text{ 人 (1 台あたりの乗車人数)} \div 14 \text{ 台}$ 。
- ・ 宗教者用 1 台

$$\underline{\text{乗用車 } 15 \text{ 台}}$$

#### C. その他の利用台数

- ・ 障がい者用駐車場 = 5 台。
- ・ 斎場職員用駐車場 = 10 台。
- ・ 葬祭業者用駐車場 = 10 台。

$$\underline{\text{乗用車 } 25 \text{ 台}}$$

(駐車台数から面積を算出)

乗用車…………… 100 台 (A + B + C)

$$100 \text{ 台} \times 30 \text{ m}^2 = 3,000 \text{ m}^2$$

マイクロバス…… 6 台  $\times 45 \text{ m}^2 = 270 \text{ m}^2$

$$\langle \text{駐車場面積} \rangle = 3,000 \text{ m}^2 + 270 \text{ m}^2 \div 3,300 \text{ m}^2$$

### ③ 構内通路面積

駐車場面積の 1.2 倍とします。

$$\langle \text{構内通路面積} \rangle = 3,300 \text{ m}^2 \times 1.2 \div 4,000 \text{ m}^2$$

### ④ 修景・庭園面積

待合室部門面積と同様とします。

$$\langle \text{修景・庭園面積} \rangle = 1,300 \text{ m}^2$$

### ⑤ 緑地面積

施設面積 (①から④までの合計) の 30%程度とします。

$$\langle \text{緑地面積} \rangle = 13,000 \text{ m}^2 \times 0.3 \div 4,000 \text{ m}^2$$

※上記のほか、調整池 (敷地条件等により面積が変動します) が必要となります。

## (2) 必要敷地面積の試算

種 別	面 積	備 考
建物用地面積	4,400 m <sup>2</sup>	建築面積 $\times 1.2$
駐車場面積	3,300 m <sup>2</sup>	普通車 100 台、マイクロバス 6 台
構内通路面積	4,000 m <sup>2</sup>	
修景・庭園面積	1,300 m <sup>2</sup>	
緑地面積	4,000 m <sup>2</sup>	緩衝緑地、修景緑地
調整池	2,000 m <sup>2</sup>	敷地条件等により面積が変動します。
合 計	約 19,000 m <sup>2</sup>	

### 〈必要敷地面積〉

敷地面積の試算により概ね 19,000 m<sup>2</sup>以上とします。

※ただし、整形地を想定しての最低必要面積であり、敷地形状や周辺環境等の諸条件により、面積は変動します。

## 2. 霊柩車に関する検討

### (1) 県内・先進地の状況

本市は現在、2台のマイクロバス型霊柩車を保有し、利用を希望する全ての斎場利用者に対してサービスを提供しています。県内では本市の他、佐野斎場・葛生火葬場・足利市斎場の3斎場において、同様の対応を行っています。

先進地では、新斎場の建設を契機に自治体の霊柩車保有を廃止した事例の他、一定数の霊柩車を保有し、先着順により一部の斎場利用者への対応を行っている事例があります。

### (2) イニシャルコスト（購入費）・ランニングコスト（運行・維持管理費）

新斎場における日最大火葬件数は現斎場の2倍を想定しており、また、市域が南北に長いことにより必要となる送迎時間を考慮した場合、現在のサービスを維持継続するためには、多くの霊柩車を要し、同時に多額の購入費及び運行・維持管理費が必要となります。

### (3) 民間葬祭業者の保有状況

市内の民間葬祭業者に対し「霊柩車保有状況に係る調査」を実施したところ、多くの業者が所有している状況を把握することができました。利用に際し応分の費用負担が想定されますが、この調査結果により、仮に公共の霊柩車保有を廃止した場合であっても、これを民間葬祭業者が補完できる状況にあることを確認できました。

### (4) 今後の方向性

新斎場における霊柩車の保有形態は下記のとおり、大きく3つに分類できます。

- ①全ての利用希望者への対応を図るため、多数の霊柩車を市が保有・運行する。
- ②一定数の霊柩車を市が保有した上で、先着順による予約を受け付け、運行する。
- ③公共による霊柩車保有を廃止し、民間葬祭業者等のサービスに委ねる。

また、霊柩車の形式もバス型のほか、乗用車型などの様々な種類があります。

本市における霊柩車（バス型）の利用率は高い状況にあるため、新斎場における霊柩車の保有・運行の在り方については、今後も引き続き検討を行うこととします。

## Ⅷ. 整備における留意事項

---

今後、基本設計・実施設計を進めるに当たり、下記の点に留意して施設設計を行います。

### 1. ユニバーサルデザイン※の推進

全ての人々が利用しやすいよう配慮した施設建設を行います。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に定められている整備基準を順守するほか、施設の詳細設計にあたっては、全ての人にとって利用しやすい施設を念頭に置いたユニバーサルデザインによる設計を心がけます。

※ユニバーサルデザインとは、障がい者・高齢者・健常者の区別なく、全ての人々が使いやすい製品・建物・環境などをデザインすることを意味します。

### 2. 周辺環境への配慮

国・県・市の基準を研究した上で自主公害防止目標値を設定し、最新の火葬炉設備を導入することにより、環境に優しい施設を建設します。

また、外観デザインは、周辺環境と調和したデザインを心がけ、落ち着きと安らぎを与える施設を演出します。

新斎場は施設規模等の基準から環境影響評価法や同条例の対象施設ではありませんが、本市では、斎場施設が周辺に与える影響を調査し、必要に応じ適切な対応を行います。

### 3. 省エネルギーの推進

「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」を順守し、省エネルギーについて配慮した施設設計を行います。

また、様々な省エネルギー手法について、新斎場の建設地や施設内容で効果が期待できるものの導入に努め、建設コストと維持管理コストを含めた全体コストの低減を図ります。

さらに、自然光を取り入れた施設設計や太陽光発電等、自然エネルギーの利活用についても検討を行います。

## Ⅸ. 候補地の選定

### 1. 現斎場の位置及び候補地選定方針

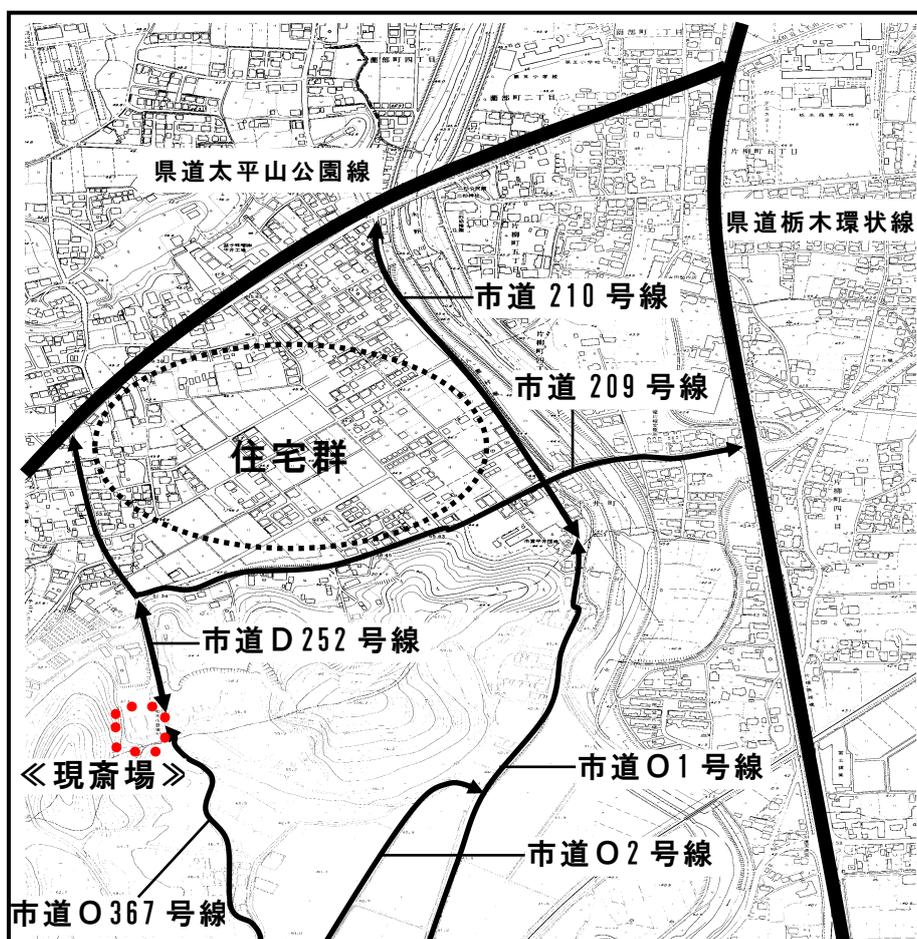
#### (1) 現斎場の位置

現斎場は、平成 26 年 4 月に合併した旧岩舟町を含めた新生・栃木市の概ね中心に位置しています。県道栃木環状線から約 1.6 km の太平山の麓に位置し、自動車による交通利便性にも優れています。

当該敷地は、幅員 6m 程度の市道に接しており、マイクロバス型霊柩車の運行等にも支障のない立地条件にあります。

また、都市計画法上の市街化調整区域であり、現斎場の建築に際して昭和 50 年 6 月に都市計画決定が行われています。その周辺には、都市の風致を維持するための風致地区が設定され、建築物の建築や樹木の伐採等に対し一定の規制が行われる地域となります。

さらに、現斎場の北側約 100m には住宅群が存在しており、斎場と住宅地との距離を一定以上保つとした「栃木市墓地、埋葬等に関する施行細則」や「計画標準案（建設省）」（基本構想 18 ページ参照）の諸条件には合致していない状況にあります。



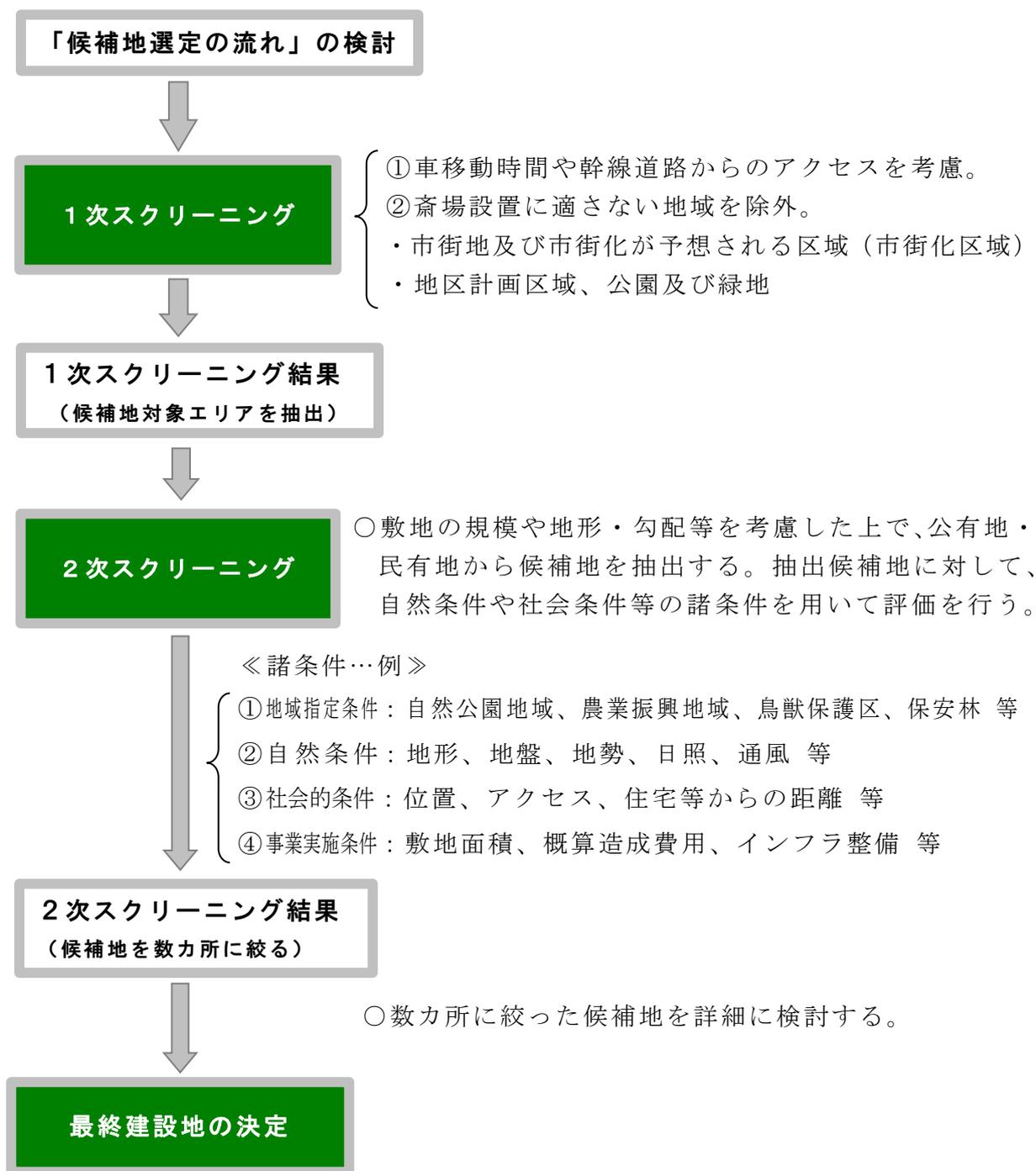
## (2) 候補地選定方針

本市の全域を対象として、次項「2. 候補地選定の流れ」に基づく各スクリーニング作業を実施した上で候補地を決定します。

## (3) 必要敷地面積

敷地面積の試算に基づき、必要敷地面積を概ね 19,000 m<sup>2</sup>と想定します。

## 2. 候補地選定の流れ

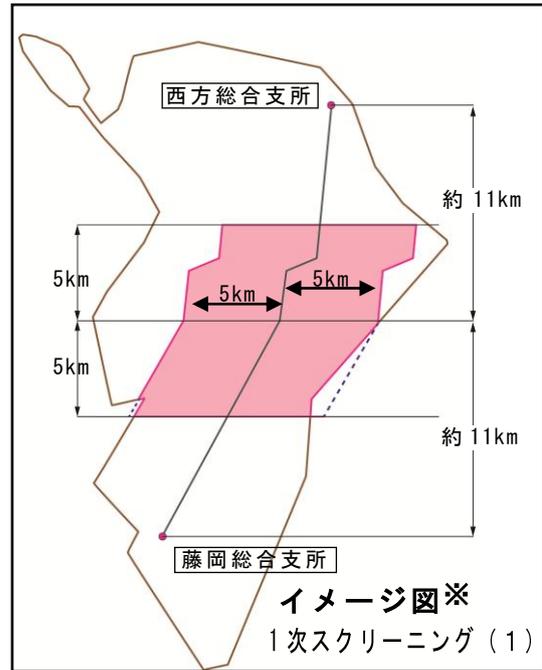


### 3. 1次スクリーニング

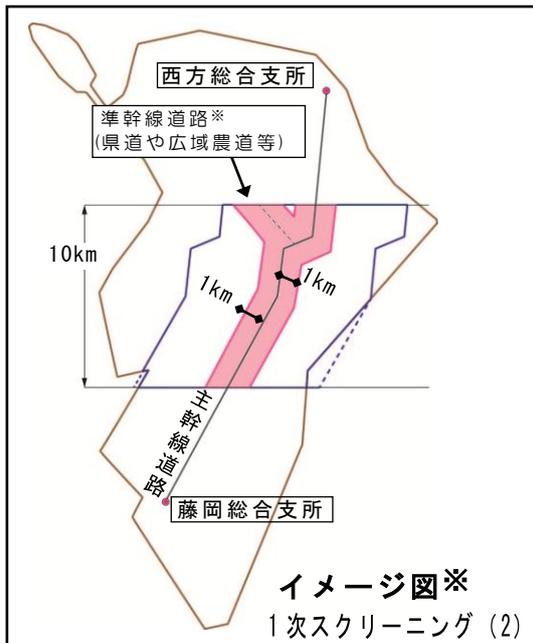
#### (1) 車移動時間を考慮したエリアの抽出

本市は市域が南北に長いいため、車移動に伴う施設の利便性を考慮した場合、市域中心部への立地が望ましいと考えます。

こうした観点から西方総合支所と藤岡総合支所を直線距離で結び、その中間点から南北に5km、かつ、両総合支所を結ぶ県道宇都宮亀和田栃木線、栃木環状線、栃木藤岡線の3路線（以下、「主幹線道路」という。）に沿った東西5kmのエリアを抽出します。



#### (2) 幹線道路からのアクセスを考慮したエリアの抽出



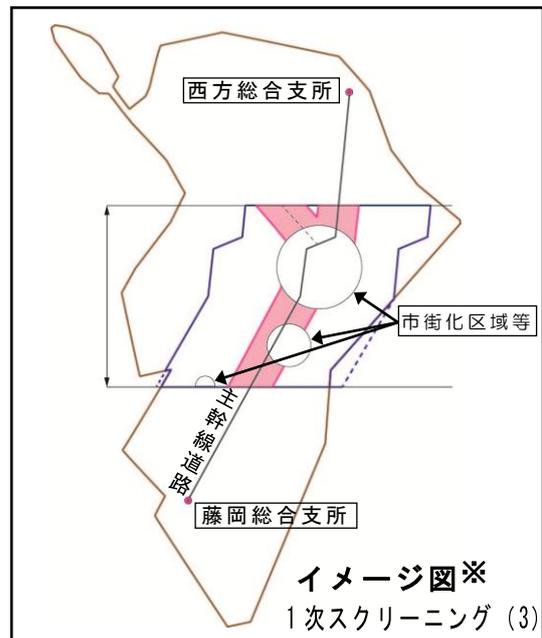
(1)で抽出したエリアの中から、主幹線道路及び主幹線道路に接続する県道や広域農道等（以下、「準幹線道路」という。）の両端1kmのエリアを抽出します。

※図はイメージであり、実際のエリアとは異なりますので、ご注意ください。  
準幹線道路の選定については、基本計画策定後の候補地選定事務の中で進めます。

#### (3) 斎場設置に適さない地域を除外

(2)で抽出したエリアから、斎場建設に伴う計画標準案や市規則等（基本構想18ページ参照）を勘案し、以下の地域を除外することとします。

- ① 市街化区域
- ② 地区計画区域
- ③ 公園、緑地



## **4. 2次スクリーニング**

### **(1) 候補地の抽出**

1次スクリーニングによる候補地対象エリア内の公有地及び私有地において、敷地の規模や地形・勾配を考慮した上で複数の候補地を抽出します。

### **(2) 候補地の評価**

地域指定条件や自然条件、社会的条件や事業実施条件等を用いて評価し、候補地の絞り込みを行います。

### **(3) 現地踏査、概略造成計画等**

上記(2)で絞り込んだ候補地について、現地踏査を行い、概略造成計画等を作成します。

### **(4) 最終候補地の決定**

概略造成計画等を参考とした上で、数カ所の最終候補地を決定します。

### **(5) 建設地の決定**

数カ所の最終候補地について、より詳細な検討を行い、最終的な建設地を決定します。

## X. 運営管理計画・整備手法

---

### 1. 運営管理計画の検討

#### (1) 運営管理方法

斎場の運営管理方法には、大別すると下記の3つの方式があります。それぞれの方式を比較検討した上で、多様化する住民ニーズへの的確な対応を図り、効率的な行政運営を可能とする運営管理方法を決定する必要があります。

##### ①直営方式

斎場運営に関する全ての業務を公共団体が直接担う方式です。

市が直接業務に携わるため、利用者や葬祭業者等からの要望等に対し柔軟な対応が図れる一方、市職員が専門的な能力・技術を要する業務を担うこととなるため、民間委託に比べ、質の高い行政サービスを提供する上で課題が残ります。

なお、現斎場においては、直営方式を平成22年度まで採用してきました。

##### ②業務委託方式

斎場運営に関する業務の一部を民間業者へ委託する方式です。

特に専門的な能力・技術を要する火葬業務について、委託を行う手法が斎場運営では一般的となっています。

原則として委託業者とは単年度の契約を締結するため、その度に入札・契約事務が発生します。年度毎に業者が変更となった場合でも、均一の行政サービスを提供可能な仕組み作りが必要となります。

なお、現斎場においては、業務委託方式を平成23年度に採用しました。

##### ③指定管理者制度

斎場運営に関する業務を民間業者へ包括的に委託する方式であり、平成15年の地方自治法改正に伴い制度が導入されました。

民間事業者のノウハウを活用し、質の高い行政サービスの提供が可能になると共に、一般的には複数年の契約を締結することから、安定的な斎場運営を図れる利点があります。

なお、現斎場においては、指定管理者制度を平成24年度から採用しています。

## (2) 現斎場の運営管理状況

### ① 運営管理体制・作業内容

現斎場は先述のとおり、平成 24 年度より指定管理者制度を導入しており、火葬業務に常時 3 名、霊柩車運転業務に常時 2 名の計 5 名を配置し、運営を行っています。

現斎場における葬送の流れ及び職員の作業内容を下表に示します。

葬送の流れ	会葬者の動き	職員の作業内容	職員の作業分担			
			主任	作業員 A	作業員 B	運転手
事前準備	—	火葬及び霊柩車の受付確認。	○			
	—	焼香用の香炭を点火（仏式の場合）。		○		
到着、告別 お見送り (約 10 分)	受付	霊柩車到着。柩の移動。	○	○	○	○
		告別式準備（位牌、遺影、花束等）。	○	○	○	
		火葬許可証の確認。	○		○	
	告別式	焼香、玉串等。	—			
		柩の小窓から最後のお別れ。 ※葬家からの要望があった場合のみ	—			
	入炉見送り 待合室へ移動	柩を炉内台車に移動。	○	○	○	
入炉の後、台車運搬車を後方へ移動し、 炉前扉を閉める。		○	○			
火葬 (約 60 分)	待合室待機	着火（着火時刻を日報へ記入）。	○		○	
		火葬終了（終了時刻を日報に記入）。	○		○	
冷却 (約 20 分)		埋葬許可証を記入し、喪主に交付。 収骨（骨上げ）の時間を説明する。	○		○	
収骨 (約 10 分)	収骨	火葬後、喪主立会い確認。	○		○	
		焼骨を台車からトレーへ移し替える。	○		○	
		会葬者を炉前ホールへ誘導。	○		○	
		焼骨の部分説明。	○			
		収骨（骨上げ）。	—			
		職員による収骨、骨壺の梱包、挨拶。	○		○	
		退出の誘導、見送り。	○		○	○
片づけ	—	片付け。	○	○	○	

### ② 稼働日及び火葬受付時刻

稼働日：1月3日から12月31日（ただし、友引日を除く）

火葬受付時刻：9時から16時（1時間毎に1件受付：最大8件受付）

### (3) 新斎場の運営管理方法・体制

#### ① 運営管理方法

民間能力を活用することにより行政サービスの質の向上や経費節減等を図るため、現斎場を含む県内の多くの斎場が指定管理者制度を採用しています。

また、本市の「平成 25 年度 行政改革大綱・財政自立計画実施計画」では、「施設、資産の管理活用」の観点から指定管理者制度の活用促進を示しており、こうした状況を踏まえ、新斎場においても指定管理者制度の導入を前提として、今後において十分な協議を行った上で決定します。

#### ② 運営管理体制

運営管理体制（職員数や職員配置計画）については、現斎場の体制等を参考とした上で、新斎場の規模・業務内容に合わせ、今後において適切な体制を構築します。

なお、運営管理業務委託をプロポーザル方式により行う場合には、応札業者からの提案を十分精査した上で採用します。

#### ③ 稼働日及び火葬受付時刻

葬送行為は地域慣習が大きく影響するため、稼働日については現斎場と同様とします。

また、火葬受付時間は先述のとおり、利用者ニーズの高い時間帯の火葬受付件数を増やすと共に、ニーズの低い時間帯の火葬を廃止します。

区分	稼働日（予約可能日）	受付時刻・利用時間	
火葬	1月3日～12月31日 (友引日を除く)	9時～15時 (日最大受付：16件)	
式場	1月2日～12月31日	告別式	9時～14時 (日最大受付：1～2件)
		通夜	18時～21時 (日最大受付：1件)

※式場の受付時刻・利用時間は一例であり、供用開始時までには詳細を決定します。

#### **(4) 斎場予約システム**

新斎場の建設を契機として、火葬等に関する予約方法についても見直しを行います。

##### **① 現状の予約方法**

《火葬予約》

火葬予約の受付は、市役所開庁時間内については市民生活課、時間外については日直（市職員）及び宿直（外部委託職員）が対応しており、電話予約も可能です。

受付期限は、火葬希望日の前日 17 時までと定めています。

なお、実際の予約は、申請者から依頼を受けた葬祭業者が一度電話で空き状況を確認した後、遺族と相談した上で再度電話にて予約を行う例が一般的となっています。

《死亡届の確認・火葬許可証の発行》

火葬予約の後、申請者は市へ死亡届を提出した上で、火葬許可証の発行を受け、火葬時に斎場担当者へ提出します。

死亡届の確認・受領、火葬許可証の発行については、市役所開庁時間内は市民生活課、時間外については日直のみ対応しています。

##### **② 現状の課題**

予約受付の対応者が予約時間により市民生活課職員、市職員（日直）、外部委託職員（宿直）と異なることから、間違いを防ぐため、同一の台帳により受付事務を行っています。また、火葬許可証の発行についても、市民生活課職員のほか、日直当番の市職員が行っている状況であり、斎場への連絡等に不備のないよう、注意して事務を行っています。

葬送は人生の終焉を飾る厳粛な行為であり、事務の取扱いについては、特に慎重な対応が求められます。

本市においては、現在まで大きな過ちが発生した例はありませんが、今後においては、火葬件数の増加が見込まれることから、トラブルの未然防止に向けた取り組みを行う必要があります。

##### **③ 今後における対応**

新斎場の運営管理については、現斎場に比べ1日の火葬件数も大幅に増加することから、申込方法や対応者等、予約システムについても検討・見直しを行い、今後も迅速・正確な業務遂行ができるよう配慮します。

## (5) 使用料（火葬手数料）について

### ① 近隣公営斎場の使用料

本市及び周辺公営斎場の使用料を以下の表に示します。

市内（管内）					
施設名	大人	子供	死産児	待合室	備考
栃木市斎場	無料	無料	無料	3,000	
佐野斎場、葛生火葬場	無料	無料	無料	3,000	
足利市斎場	無料	無料	無料	4,200	待合室は和室15畳の料金。
小山聖苑	5,000	3,000	2,000	3,000	
宇都宮市悠久の丘	無料	無料	無料	5,350	
鹿沼市斎場	1,000	700	400	3,000	待合室は大部屋料金。

市外（管外）					
自治体名	大人	子供	死産児	待合室	備考
栃木市斎場	18,000	13,000	7,000	6,000	
佐野斎場、葛生火葬場	20,000	12,000	6,000	6,000	
足利市斎場	20,000	13,000	8,000	8,400	待合室は和室15畳の料金。
小山聖苑	20,000	12,000	6,000	6,000	
宇都宮市悠久の丘	63,800	47,850	31,900	21,400	
鹿沼市斎場	15,000	10,000	7,000	9,000	待合室は大部屋料金。

### ② 使用料の設定

上述のとおり、斎場使用料については地域や施設毎に違いがあります。こうした状況から新斎場の使用料については、県内及び先進地斎場の設定額や火葬に要する経費など、様々な面から検討を重ね、供用開始時まで決定することとします。

## 2. 整備手法の検討

### (1) 整備手法の種類

新たな公共施設を建設・運営するには、設計・建設・運営・維持管理の各業務について、より良いサービスを低廉な価格で提供できる企業と契約し、事業を進めることとなります。

企業選定に際しては、事業の進捗状況に応じて業務毎に入札を執行し、落札業者を決定する方法が一般的となっています。(以下「従来手法」という。)

これに対して、近年では新たな手法として、民間企業の提案等を活用して公共施設を整備・運営する方法を採用する事例が出てきました。(以下「PFI手法」という。)

こうした状況を踏まえた上で、新斎場の整備手法について検討を行います。

### (2) PFI手法の概要

PFI手法とは、民間資金や民間企業のノウハウ(技術提案等)を活用して公共施設を整備・運営する方法であり、これにより事業コストの低減や公共サービスの質の向上を目指す手法です。

県内では現在、宇都宮市の「悠久の丘(斎場)」及びさくら市の「社会復帰促進センター」の2事例があります。

PFI手法を採用する場合、従来手法で行う業務の前段として、下記の作業が必要となります。

#### ①PFI導入可能性調査業務委託

・PFI手法の導入の可否を判断する業務委託であり、従来手法とPFI手法を比較し、同じサービスをより低廉な価格で実施可能な手法を明らかにします。

#### ②PFIアドバイザー業務委託

・PFI手法での入札に必要な募集要項や要求水準書、受託者選定に必要な落札者決定基準等を定めます。

#### 《作業スケジュール》

No.	業務名	事務内容
1	PFI導入可能性調査業務委託	入札準備事務
		入札執行
		契約締結・業務実施
2	PFIアドバイザー業務委託	入札準備事務
		入札執行
		契約締結・業務実施
3	斎場再整備業務委託 ※基本設計、実施設計、建設、運営、維持管理 業務等を一括して委託	入札準備事務
		入札執行
		契約締結・業務実施

### (3) 従来手法と PFI 手法の相違点

項目	従来手法	PFI 手法
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計業務、建設工事、運営業務、維持管理業務等を個別に発注。</li> <li>= 分離・分割発注</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計業務から維持管理業務等までを企業連合体 (SPC) へ一括で発注。</li> <li>= 一括発注</li> </ul>
事業の企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が具体的に設定。= 仕様発注 《補足》</li> <li>市が細部に亘り詳細な仕様を定め、最安値で応札した企業へ発注する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が大枠を設定。= 性能発注 《補足》</li> <li>市が必要最低限の要求を提示し、これに事業者の民間ノウハウを加えた提案書の提出を募る。価格のほか、事業提案も加味して業者を決定する。</li> </ul>
業者選定方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>価格入札が多い。(基本設計等でプロポーザル方式を採用する場合もあり。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合評価一般競争入札又は、公募型プロポーザル方式。</li> </ul>
契約の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務に応じて個別に企業と契約。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PFI 契約のみ。</li> </ul>
契約期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務委託は原則、単年度契約。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね 20 年程度の長期間に亘る契約。</li> </ul>
再委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則禁止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務を受託した企業連合体 (SPC) が分野毎に業務を再委託。</li> </ul>
報酬の支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>各契約内容に従い、個別に企業へ支払う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての業務を 1 契約として、企業連合体 (SPC) へ一括で支払う。</li> </ul>
資金調達責任	<ul style="list-style-type: none"> <li>市。 《補足》</li> <li>一般財源のほか、市債を発行するなどして調達する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市又は受託企業。建設費は施設完成時に市が一括払いとする場合もあり。 《補足》</li> <li>受託企業が調達する場合には、市中金融機関から借入れを行う。</li> </ul>
モニタリング (事業の監督・監視)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市。 《補足》</li> <li>定期的に市職員が現場に出向き、現況を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市又は市及び金融機関。 《補足》</li> <li>金融機関が関与する場合には、支払われた委託料の用途等も監視・監督し、業務の破たんを未然に防ぐ。</li> </ul>

#### (4) PFI 手法のメリット・デメリット

メリ ット	<p>(1) 利用者や運営業者にとって利便性の高い施設の建設が期待できる。 〈理由：設計段階から建設業者や運営業者等が参加し、互いに連携するため〉</p> <p>(2) 全体コストの低減を図れる可能性がある。 〈理由：長期間の契約により、専門業者による適切な管理や創意工夫が期待できるため〉</p> <p>(3) 民間業者の発案による新しい技術提案が期待できる。</p> <p>※企業連合体(SPC)が金融機関から資金調達する場合は、金融機関が事業遂行をモニタリングするため、より健全な事業運営が期待できる。</p>
デ メ リ ット	<p>(1) 供用開始までに時間や費用が必要となり、入札前の事務量も多くなる。 〈理由：従来手法には無い業務が必要となるため〉</p> <p>(2) 「中小企業の事業参加が難しい」と判断されやすい。 〈理由：制度が非常に専門的であるため〉</p> <p>(3) 価格面だけでなく事業提案も考慮した評価を行うため、業者選定に細心の注意を払うと共に、応募企業に対する情報提供や適切な評価に努める必要がある。</p>

#### (5) 旧合併特例事業債の活用

本市の事業に対する国の支援に「旧合併特例事業債」があります。これは、合併後 10 年間(本市の場合は、原則として平成 31 年度末まで)発行できる市債であり、その元利償還金の一部が後年度において交付税措置される制度です。本市にとって大変有利な制度であるため、斎場再整備事業(施設建設費が対象)についても、この制度の活用を検討します。

#### (6) 検討結果

上記内容を基に協議を行った結果、「PFI 導入可能性調査を実施し、その結果を踏まえて整備手法を決定する」こととします。

よって、基本計画策定後、適切な時期に同調査を業務委託し、本事業内容を定性的評価(事業効果)・定量的評価(費用)の双方から判断した上で、整備手法を決定します。

## 《 卷末資料 》

### 1. ペット炉に関する検討経緯

#### (1) 県内の状況

- ① 県内斎場（13施設）では、しおや聖苑（矢板市）のみ設置しています。
- ② 本市を含む県南部には、比較的多くの民間ペット火葬業者が存在しています。
- ③ 設置の有無には、地域性や供用開始時期が大きく影響しています。

#### (2) 設置・維持に要するコスト

- ① 施設面積
  - ・ 人体炉と同様の設置スペース及び利用者待機場所の設置が必要となります。
- ② 火葬炉
  - ・ 1炉あたり約 5,000 万円（人体炉とほぼ同額）の費用が必要となります。
- ③ 維持・修繕費用
  - ・ 耐火煉瓦の積替え（約 1,000 万円／炉）や定期点検費用等が必要となります。

#### (3) 火葬需要の現状予測について

動物愛護に関する世論調査（平成 22 年 9 月：内閣府大臣官房政府広報室）において、以下の調査結果が公表されています。

	ペット飼育率		ペット葬祭業者に死体処理を依頼したい
	犬	猫	
34.3%	58.6%	30.9%	62.2%

#### ① 世論調査と本市の状況との整合確認

上記調査結果を本市にあてはめてみます。

栃木市総世帯数 54,524 世帯 (H25.5.31 現在) × ペット飼育率 34.3%

× 犬の飼育率 58.6% ÷ 10,959 匹

⇒ 本市における犬の登録件数 9,477 件 (H23 年度末現在) と大きな隔たりがないものと考え、上記調査をもとにペット火葬需要を予測します。

#### ② 本市のペット火葬需要予測

ペット火葬のほとんどを犬・猫が占めていること（しおや聖苑への聞き取り調査）から、犬・猫の市内の飼育数を算定し、火葬需要を予測します。

- ア. 本市のペット飼育総数：54,524世帯×ペット飼育率34.3%≒18,700匹
- イ. 犬・猫飼育総数：18,700匹×(犬飼育率58.6%+猫30.9%)≒16,730匹
- ウ. 火葬需要：16,730匹×葬祭業者依頼希望(=火葬希望者)62.2%≒10,400匹
- エ. 1日あたりのペット火葬件数  
10,400匹÷犬猫の寿命約15年÷年間火葬可能日300日≒2.31件

#### (4) 検討結果

上記内容を踏まえ検討を行った結果、下記の理由を基に「新斎場にはペット炉を設置しない」こととしました。

- ①本市の近年における犬の登録件数は、上下変動が少なく一定の水準を維持しており、今後急増する要因は、現在のところ見当たらない。
- ②しおや聖苑(矢板市)設置時とは違い、市内及び県南部には既に民間ペット火葬業者が存在しており、サービス供給不足は認められない。
- ③動物の死骸については、有償で回収するサービスを市が行っている。(とちぎクリーンプラザへの搬入)

## 2. 施設整備基本方針と対応策について

施設整備基本方針（6項目）と本基本計画内容の対応を以下の表に示します。

### 基本方針①：将来の多様なニーズに対応できる施設づくり

対応策	掲載ページ	項目
火葬件数の増加に対応するため、計画炉数を8炉とする。	5	Ⅲ 火葬炉数の算定 2. 計画炉数の検討
火葬ニーズの高い時間帯の受付を確保するため、告別室及び収骨室を3室ずつ設置し、同時利用3件に対応する。	8 11	Ⅳ 施設基本計画 2. 新斎場の施設構成 3. 各諸室の考え方と規模
将来需要を想定し、40名/件の利用を基本とする施設規模を採用する。	10～	
霊安室（遺体保管庫）を設置する。	12	Ⅳ 施設基本計画 3. 各諸室の考え方と規模
待合室に可動間仕切りを設置し、多人数の利用にも柔軟に対応する。	14	
小規模式場設置により簡略的な葬儀を希望する方や低所得者等の利用に配慮する。	23	Ⅴ 式場計画 4. 新斎場の式場計画
式場では、直葬の増加を見据え、今後見込まれる多様なニーズへの対応も行う。		
火葬ニーズの高い時間帯の受付件数を増やすと共に、ニーズの低い時間帯の火葬を廃止する。	41	Ⅹ 運営管理計画・整備手法 1. 運営管理計画
火葬受付件数の増加に対応可能な予約システムを今後検討する。	42	

### 基本方針②：遺族や会葬者へ配慮した人生の終焉の場に相応しい施設づくり

対応策	掲載ページ	項目
会葬者のプライバシーに配慮し、儀式の個別化が図れるレイアウトを採用する。	8	Ⅳ 施設基本計画 2. 新斎場の施設構成
各諸室は、目的に応じて利用者の心情等に配慮した施設設計を行う。	10～	Ⅳ 施設基本計画 3. 各諸室の考え方と規模
待合室に椅子席及び畳コーナーを設け、高齢者や車椅子利用者等の利用に配慮する。	14	
冷却前室を備えた火葬炉を導入する。	28	Ⅵ 火葬炉設備計画 4. 火葬炉設備計画

### 基本方針③：安心して利用でき、人にやさしい施設づくり

対応策	掲載ページ	項目
会葬者の移動を優先的に考慮した動線計画とする。	8	IV 施設基本計画 2. 新斎場の施設構成
非常用発電機を設置し、緊急時においても的確な対応を図れる施設とする。	13	IV 施設基本計画 3. 各諸室の考え方と規模
利用者満足度の観点からキッズルーム、ベビールームを設置する。	15	
多目的トイレを設置することにより、幅広いニーズに対応する。	16	
葬祭業者控室等を設置すると共に、斎場運営者と葬祭業者との相互連携・協力を努める。	16	
施設規模に対応した駐車場を確保する。	31	VII 配置外構計画 1. 敷地面積の試算
ユニバーサルデザイン関係法令を順守すると共に、全ての人が利用しやすい施設を念頭に設計する。	34	VIII 整備における留意事項 1. ユニバーサルデザインの推進
車移動時間や幹線道路からのアクセスを考慮した候補地エリアを抽出する。	37	IX 候補地の選定 3. 1次スクリーニング

### 基本方針④：環境にやさしい施設づくり

対応策	掲載ページ	項目
残灰保管庫を設置し、残灰を適切に保管、処理する。	13	IV 施設基本計画 3. 各諸室の考え方と規模
自主公害防止目標値を設定し、環境にやさしい最新火葬設備を導入する。	25	VI 火葬炉設備計画 1. 環境保全対策
	28～	VI 火葬炉設備計画 4. 火葬炉設備計画
	34	VIII 整備における留意事項 2. 周辺環境への配慮
副葬品の制限に関する周知を行い、公害物質の排出抑制を図る。	27	VI 火葬炉設備計画 3. 公害防止に向けた対応策
太陽光を始めとした自然エネルギーの利活用を検討する。	34	VIII 整備における留意事項 3. 省エネルギーの推進

### 基本方針⑤：周辺環境に配慮した施設づくり

対応策	掲載ページ	項目
自主公害防止目標値を設定し、環境にやさしい最新火葬設備を導入する。	25	VI 火葬炉設備計画 1. 環境保全対策
低騒音器機や内壁に吸音材等を採用することにより、外部への騒音及び振動被害を防止する。	27	VI 火葬炉設備計画 3. 公害防止に向けた対応策
外部から煙突を見えにくくするため、短煙突を採用する。	30	VI 火葬炉設備計画 4. 火葬炉設備計画
周辺環境と調和した外観デザインを取り入れる。	34	VIII 整備における留意事項 2. 周辺環境への配慮
斎場が周辺に与える影響を調査し、適切な対応を図る。		

### 基本方針⑥：維持管理しやすく効率的な施設づくり

対応策	掲載ページ	項目
式場を小規模化することにより、大規模式場と比較して設置・維持管理費用を抑制する。	23	V 式場計画 4. 新斎場の式場計画
式場のお清め所を火葬棟待合室と兼用にすることにより、建設費や維持管理費の低減を図る。		
火葬炉排気の冷却装置について、維持管理しやすく修繕費用を抑制できる「空気混合方式」を採用する。	29	VI 火葬炉設備計画 4. 火葬炉設備計画
省エネ法を順守すると共に様々な省エネルギー手法の導入に努め、コスト低減を図る。	34	VIII 整備における留意事項 3. 省エネルギーの推進
行政サービスの質の向上や経費節減の観点から指定管理者制度の導入を前提に検討を行う。	41	X 運営管理計画・整備手法 1. 運営管理計画
PFI 導入可能性調査を実施し、効率的・効果的な整備手法を決定する。	46	X 運営管理計画・整備手法 2. 整備手法の検討

### 3. 斎場再整備検討委員会における協議経緯について

#### (1) 会議記録等

No.	日時	会場	協議内容
第1回	H24. 11. 13	栃木文化会館	委嘱状交付、斎場再整備事業の進め方 等
先進地視察	H24. 11. 30	深丘園(埼玉県深谷市)、しらゆり聖苑(群馬県渋川市)	
第2回	H24. 12. 14	栃木市民会館	基本方針・事業スケジュール 等
第3回	H25. 1. 11	栃木市民会館	基本構想(案)の最終確認 等
第4回	H25. 2. 4	栃木市民会館	基本計画策定に向けたスケジュール 等
第5回	H25. 3. 15	栃木市民会館	必要機能及び平面構成、式場設置の可否 等
第6回 先進地視察	H25. 5. 20	諸室面積に関する検討 悠久の丘(栃木県宇都宮市)、日光聖苑(栃木県日光市)	
第7回	H25. 6. 19	栃木市民会館	諸室面積、火葬炉設置に関する検討 等
第8回	H25. 7. 17	栃木市民会館	式場・ペット炉設置の可否 等
第9回	H25. 8. 19	栃木市民会館	自主公害防止目標値・省エネルギー手法 等
第10回	H25. 9. 17	栃木市民会館	霊柩車・候補地選定条件に関する検討 等
第11回	H25. 11. 22	栃木市民会館	基本計画(案)の最終確認 等
先進地視察	H26. 1. 27	厚木市斎場(神奈川県厚木市)	
第12回	H26. 3. 17	栃木市民会館	パブリックコメント意見書提出状況報告
第13回	H26. 5. 16	栃木市役所	パブリックコメント意見書への対応



【会議・先進地視察時の様子】

#### (2) 検討委員会委員構成<計17名>

団体名称等	人数	団体名称等	人数
学識経験者(高等専門学校教授)	1名	各地域協議会(大平・藤岡・都賀・西方)	各1名
栃木市栃木地域まちづくり検討委員会	1名	栃木市自治会連合会	1名
栃木市民生委員児童委員協議会連合会	1名	栃木市女性団体連絡会	1名
栃木市老人クラブ連合会	1名	栃木市PTA連合会	1名
市民活動団体代表	1名	葬祭事業者	1名
公募	3名	市職員	1名